

総務常任委員会要点記録

日 時： 平成31年3月18日（月）
午前10時00分～午後3時45分
場 所： 第1委員会室

出席委員 (7人)	委員長	池田 けい子	副委員長	大野 まさき
	委員	安斉 きみ子	委員	大くま 真一
	委員	本間 としえ	委員	きりき 優
	委員	いじま 文彦		
	議長	岩永 ひさか		

出席説明員	シティセールス政策監	若林 和彦		
	企画政策部長	藤浪 裕永	施設政策担当部長	佐藤 稔
	企画課長	田島 元	行政管理課長	小柳 一成
	資産活用担当課長	松田 隆行	広報担当課長	尾崎 ゆかり
	財政課長	磯貝 浩二		
	総務部長	渡邊 眞行	総務契約課長	鈴木 恭智
	人事課長	本多 剛史	防災安全課長	城所 学
	市民経済部長	鈴木 誠	課税課長	上村 茂
	納税課長	赤松 勝也	市民課長	片岡 千晴
	経済観光課長	宮崎 武	観光担当課長	渡邊 哲也
	会計管理者(兼)会計課長	横堀 達之		
	教育部参事教育指導課長事務取扱	山本 武		

案 件

件 名	結 果
1 31 陳情第5号議案 ベルブ永山の証明書発行サービスコーナーや出張所の夜間受付の継続を求める陳情	不採択すべきもの
2 第20号議案 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3 第28号議案 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4 第29号議案 中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5 第21号議案 多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
6 第22号議案 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
7 第23号議案 公益的法人への多摩市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
8 第24号議案 多摩市臨時職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
9 第25号議案 多摩市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
10 第26号議案 多摩市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
11 第27号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
12 特定事件継続調査の申し出について	決定

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 シティセールス推進事業の進捗状況について	秘書広報課
2 平成31年4月1日付組織改正について	企画課
3 多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成29年度の進捗状況評価）について	企画課
4 多摩市市制施行50周年に向けた平成31（2019）年度事業予定について	企画課
5 公共施設使用料の改定について	行政管理課

6	多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正について	行政管理課
7	公民連携によるAI-OCRとRPAの実証実験について	行政管理課
8	東永山小学校跡地と旧多摩ニュータウン事業本部用地の土地交換について	行政管理課
9	学校跡地施設について	行政管理課
10	旧八ヶ岳フレンドリーふじみの貸付状況等について	行政管理課
11	多摩市基金の見直し方針の改定について	財政課
12	多摩市公金の運用方法の見直しについて	会計課
13	本庁舎給排水衛生設備等改修工事の進捗状況について	総務契約課
14	多摩市公契約条例に係る審議の状況等について	総務契約課
15	「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について」及び「多摩市工事契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）」の市の対応について	総務契約課
16	多摩市における障がい者優先調達推進の平成31年度「調達方針」等について	総務契約課
17	会計年度任用職員制度の概要について	人事課
18	多摩市消防団機能別団員（喇叭隊）について	防災安全課
19	第198回国会での税関連法の概要（平成31年度地方税制改正の主な内容）について	課税課
20	地方税共通納税システムの導入について	納税課
21	東京都市長会広域連携事業について	経済観光課
22	（仮称）クリエイティブ・キャンパス構想について	経済観光課
23	多摩ニュータウン内における土地利用の動向について	経済観光課
24	多摩市都市農業振興プランのパブリックコメント実施状況について	経済観光課

午前10時00分 開会

池田委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めていく。

池田委員長 日程第1、31陳情第5号 ベルブ永山の証明書発行サービスコーナーや出張所の夜間受付の継続を求める陳情を議題とする。

なお、この31陳情第5号については署名の追加があったので事務局より報告させる。

事務局 31陳情第5号について、当初は署名は21名だった。本日までに署名の提出が68名あった。合計で89名である。

池田委員長 本件については陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

池田委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要綱により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿ってご発言願う。それでは氏名を言われてからご発言願う。

陳情者（古田周氏） 乞田に住んでいる古田周と申す。陳情を提出するに当たって発言の機会をいただいたので、趣旨等を補足させていただく。

今回市の提案では、ベルブ永山の証明書発行サービスコーナー、出張所の夕方5時から夜7時まで利用できる住民票などの夜間受付発行コーナーを8月末で閉鎖し、代替案としてマイナンバーカードを持参の上、コンビニエンスストアを利用することになっている。住民サービスの変更は、より利便性の上がるのが当然である。でなければ、それ相応の理由と納得の得られる説明があってしかるべきではないだろうか。しかし、今回の夜間受付発行コーナーの閉鎖は明らかにサービスの後退である。しかも、代替案はとかく問題の多いマイナンバーカードをコンビニエンスストアに持参するなど、考えただけでも尻込みしたくなる提案である。どうか年寄り

の私どもにとって利用しやすい現在のシステムを継続していただくことを心から希望するものである。

本日は発言の機会をいただき、本当にありがとう。

池田委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から報告等があったら願います。

鈴木市民経済部長 それでは、ただいま提出された陳情に対して、市側の見解を述べさせていただきますと思う。ベルブ永山の証明書のサービスコーナー及び出張所の夜間受け渡し窓口については、これまでも議会にご報告をさせていただいているが、窓口業務の見直し方針に基づく第二段階の取り組みとして、本庁舎の土日部分開庁、コンビニエンスストア等での住民票の写しや印鑑登録証明書を取得していただけるサービスであるコンビニ交付の開始、そして出張所の開庁日の見直しとあわせて、本年9月から実施する予定で準備を進めているところである。昨年12月議会の総務常任委員会においても、今ご説明申し上げた取り組みについては、ことしの1月から市民周知を開始させていただき旨のご報告をさせていただいたところである。これを踏まえて本陳情が出されたものと考えている。

陳情書を拝見すると、紛失時のリスクのご心配、そしてご高齢の方の操作へのご不安があるが、ご高齢の方でも今銀行等のキャッシュカードをお持ちになってATMを操作されているという点を踏まえると、やはり紛失しないように注意していただくことについてはご理解いただいていると考えるし、操作の面も難しいところは少ないと考えている。また、カードを持たない方に対して住民サービスを差別するような内容の記載があったが、このベルブ永山の証明書のサービスコーナーについては、もともと自動交付機の代替手法であった。自動交付機ときには市民カードがないと利用できないものであった。この証明書のサービスコーナーを導入した経緯であるが、当時自動交付機の更新に約2億円かかるということで、当時財政状況が大変厳しかった中で、コスト面の理由から導入せざるを得なかったところである。この自動交付機については平成10年度から平成17年度までの間稼働していたが、その際は朝の9時から夜の8時まで、市

内に5台設置させていただいていたところである。本年9月から実施するコンビニエンスストアなどでの交付については、朝6時30分から夜の11時まで、そして市内約60カ所、全国で申し上げると約5万4,000カ所をご利用いただけるものとなり利便性は向上して、自動交付機をやむを得ず廃止して縮小したサービスを元に戻して、利用可能時間帯をさらに拡大していくものである。

マイナンバーカードの取得については、やはり市民の方々の個人の選択によるものと考えている。私どもでは、カードを持たない方に対してはコンビニ交付やマイナンバーカードについて、永山公民館の協力も得て丁寧にご案内させていただくこととあわせて、コンビニ交付を利用したくない方については、利用できる窓口や郵送請求等などについてもわかりやすくご案内をしていただきたいと考えている。

次に、出張所の夜間の受け渡し窓口についてであるが、平日の17時から19時まで住民票の写しと印鑑登録証明書の受け渡しを行っている。本サービスについては、市役所や出張所があいている時間帯に利用するのは難しい働く世代の方々を意識したサービスで実施し始めたが、時代の変化とあわせて利用が減少しており、各出張所の1日当たりの平均件数は2件という状況を踏まえると、コンビニ交付への移行によって働く世代の方々への利便性をさらに向上させていただきたいと考えている。私どもとしては、今述べさせていただいたとおり、窓口業務の見直し方針に基づく第二段階の取り組みとして全てセットということで準備を進めさせていただいている。また、マイナンバーカードを持たない方に対しては、マイナンバーカードが取得しやすいようにさまざまな取り組みに努めさせていただくほか、持ちたくないという方に関して、他の方法について丁寧にご案内しながら、ことしの9月の実施に向けて準備を進めていきたいと考えている。

片岡市民課長 補足として、本日の資料に沿って仕組みなどを説明させていただく。追加で資料を配付させていただいた。それに沿って説明させていただく。

まずサービスの仕組み。ベルブ永山証明書発行サービスコーナー、ベルブコーナーとここでは申し上げるが、まず証明書の交付請求書を市民が記入して委託スタッフに渡す。委託スタッフはシルバー人材センターに委託

している。シルバー人材センターのスタッフがそれを専用のスキャナーで読み込んで、読み込むと本庁の市民課にピコッとスキャナーが読み込まれたというアラームが出るので、それを見て職員が審査をして発行して、遠隔操作でベルブ永山の出張所のプリンターに打ち出しをする。それを委託スタッフが取って、内容はこれでよろしいかと申し上げて、その手数料300円をいただくのがベルブコーナーである。

出張所の夜間窓口は2つあり、まず一つは夜間受付である。まず1日目の夜にご本人が来られて申請書を出す。その委託スタッフはシルバー人材センターの方たちであるが、日誌にそれを挟んで鍵のついたキャビネットにしまっておく。翌朝出勤した出張所の職員が日誌を開くと、そこに申請書があるので、それをもとに発行して、封をして、また日誌に挟んで置いておく。そうしたら、夕方その方たちが来られたとき、今度は手渡してこういう人が来るということを伝えておく。実際に取りに来られたら、封筒をお渡しして、中身が間違っていないか確認してほしいと、その場で確認をしていただいて手数料をいただくというのが一つ。

次が、電話予約で、これは本庁でも行っているが、当日の午後4時までに電話で申し込みをしていただく。名前、住所、何が必要か等を職員が聞き取りで申請書に記入して、それをもとに発行して、封緘しておく。あと引き渡しについては、先ほどの夜間受付と同じである。そういうことを行っている。

次のページに行って、1日当たりの利用状況は、先ほど部長も一部申し上げたが、ベルブ永山に関しては8時間半の間に去年は35件、そして出張所は2時間の間に1.9件、約2件弱というところである。

そして、自動交付機とベルブコーナー、コンビニ交付のサービス時間について資料にある。自動交付機の場合は、平日、土日祝日も含めて朝から夜までという形、市内5カ所だったが、ベルブコーナーには平日1カ所のみで朝の8時半から夜の5時まで。コンビニ交付になると、やはり平日、土日祝日に再び広がって、朝の6時30分から夜の11時となる。市内60カ所で、永山駅の近くだと駅からベルブコーナーまでの間に4カ所コンビニがある。あと廃止に当たっての配慮は、先ほど部長が申し上げたと

おりであるが、丁寧にご説明したいと思うし、マイナンバーカードが欲しいという方の利便性も図っていただきたいと思っている。ちなみに年末から年始にかけて3回マイナンバーカード申請のお手伝いキャンペーンをしたところ、永山・諏訪地区の方の利用が多く、特に三度目のキャンペーンでは利用者の31%がその地区の方たちだった。まだ潜在的にマイナンバーカードが欲しいが取りそびれているという方がその地区は特に多いのかなと感じた。

池田委員長 それでは、これより質疑に入る。質疑はあるか。

安斉委員 ベルブコーナーのことからお伺いするが、一般質問でも取り上げたように、実は先ほど言われていた自動交付機、このときではなく、やはり窓口が開いたときのことであるが、もう亡くなられたが、ご高齢の方が、市役所がおかの上から下におりてきてくれたと、本当にありがたい、こういう言葉を言われていたが、この人数を見ると、これ1日の利用状況である。結構な数の方が利用されていると思うが、今回このベルブコーナーは、いわゆる窓口業務全てを9月から見直すことになる。こういう利用者が多いというこの数と、利便性と先ほど言われたが、その兼ね合いはどのように考えるのか。

片岡市民課長 ベルブコーナーの1年間の利用で見ると、平成29年度が7,682件であるが、自動交付機の時代は2万8,000件ほどだった。それが縮んだだけで、しかも、今回コンビニ交付で場所もふえて時間もふえてであれば、自動交付機の時代に一旦戻り、さらにそれよりも上に行くと考えている。というわけで利便性に関しても、経済的な理由でやむを得ず代替措置として行っていたベルブコーナーを従来の形に戻し、さらに向上させることを私どもは考えている。

鈴木市民経済部長 補足させていただくと、課長から先ほどご説明申し上げたとおり、ベルブのサービスコーナーについては、ご相談等ができるわけではなく、単純に証明書の発行で、しかも住民票の写しと印鑑登録証明書の2種類のみの状況になっているというところにおいては、市民の皆様が求めている点と少し別のご相談ができたり、他の業務がというところもあろうかと考えているところである。今回のベルブのほうについては、ある意味、先ほど

課長からもご説明申し上げた駅付近で証明書が今度取れるということで、ご高齢の方々に関しても、長い距離を歩かなくても済むという点では、利便性が高まるかと考えている。

安齊委員

年間7,682人の方が利用されていたということである。私、シルバー人材センターが確かに窓口で対応されていて、今、部長が言われたように本当に本庁から出てきたものを手渡しするはずなのだと思うが、恐らく私に声をかけてくださった方は、やはり窓口に行って人がいて、そこでただけだという安心感もあったのではないかと思うわけである。したがって、私はやはり先ほどいわゆるマイナンバーカードを持たない方たちにはいろいろな方法で丁寧にご案内をすと言われたが、そういう窓口業務の中で、本来ならばシルバー人材センターがやっておられるわけであるが、そういう市民の思いは多様にあると思うので、私は後でまた再度、今第2期のところをやっておられる。1期がライフイベントごとのチェックシートで、そういうことをまず聞こうと思うが、そういう中では、窓口を通してというところのよさも生かしていくべきだと最終的に私は思っているわけであるが、後でまたもう一度このあたりについては質問していきたいと思っている。

片岡市民課長

窓口の安心感ということであるが、今、安齊委員からそのような言葉をいただいて、そのように受けとめてくれているのはありがたいことだと思う。一方で、実際の相談機能があるわけではないので、今回の現場である永山公民館との情報交換を通して、永山公民館にマイナンバーカードのことやコンビニ交付のことを随分聞かれてしまうということがあった。つまりマイナンバーカードをどうやって取ったらいいかと公民館に聞かれても困ってしまうのだが、どうしたらいいだろうと。それでご高齢の方が多いので、そういう方たちに口頭でお伝えしてもなかなかわかりにくいから、そういう方たち専用のチラシを、マイナンバーカード、戸籍、住民票といったようなテーマごとのチラシをつくって、公民館の職員が渡せるようにしてもらったらどうだろう、また、チラシコーナーに場所をつくるから、そういうところに置いてもらったらどうだろうというような話もしている。だから、直接の答えにはならないかと思うが、今できていないことについて

ても、これを機会にさらに手厚く、特に永山方面に関しても力を入れていきたいと思っている。

大くま委員 それでは、まず確認したいが、ベルブコーナー 1 日当たり 35 人で、30 人～40 人の方が使われているということだと思うが、この数字は、発行された方の数字がこれだということなのか。

片岡市民課長 証明書の発行枚数である。つまりお一人の方が 3 件取ったら 3 件と数える。

大くま委員 ということは、先ほどさまざまな相談が相談機能がない中でも寄せられると、駅前の出張所の問題については、これまでも所管を越えたさまざまな声が寄せられるのだということが言われてきたが、そういった数は、この数には含まれていないということか。

片岡市民課長 実際に相談を受けるのが永山公民館であったり、消費生活センターであったり、こういう声が多いというのは聞いているが、件数までの把握はできていない。

大くま委員 本来であれば自動交付機の代替として取っているということであるが、利便性の向上ということであれば、そういったところで相談につないでいくとか、そういった機能を検討していくのがまず必要なのではないかなと今感想としては思う。この証明書発行サービス、先ほど夜間受付に関しては働かれている現役世代の方々を対象に始めたサービスだということがあったが、この証明書発行サービスについては、こういった層の方が利用されていると把握されているのか。

片岡市民課長 やはり永山・諏訪地区のご高齢の方が多いのかなと、実態としては感じている。スタート時点は 5 台の自動交付機を次々とやめていく中で、1カ所拠点について補足ということであった。

大くま委員 ご高齢の方が多いとなると、やはりコンビニ交付の操作が一定のハードルになると私は感じるわけである。ATMがあるから大丈夫だと部長の説明ではあったが、今でもATMを利用した特殊詐欺等さまざまある中で、なかなか大変だなと私は感じている。今毎日三、四十の方が利用されているマイナンバーカードのコンビニ交付もあわせて、それでニーズを補完していくとお考えなのだと思うが、補完できるとお考えなのか。

片岡市民課長 かなりの部分で補完して、さらにプラスになると考えている。一方で、マイナンバーカードはどうしても取りたくないという方もおられて、そういった方にはほかの窓口への行き方、郵送請求の取り方などを今以上に手厚くご案内したいと思っている。実はベルブコーナーの機器のトラブルがこのごろ相次いでおり、金曜日にも紙詰まり、また去年であるが回線の異常で出せなかったときには、申しわけないがきょうは無理であるからほかのところに移っていただくわけである。そういうときに声が多かったのが、電車だと多摩センターまで一本であるというご案内は不要で、シルバーパスがあるからバスを案内してくれと、時間がかかってもいいからバスで行くという方が多いので、そういう方に多摩センターまでのバスの路線、また桜ヶ丘をご案内しているということだった。そういったことも踏まえて、コンビニで取るならここここにある、バスで行くのだったらこういうのがあるというような、そういったことも踏まえてご案内したいと思っている。

大くま委員 マイナンバーカードを利用して行くと。今マイナンバーカードの普及率は、わかる数字でいいが、どのぐらいなのか。

片岡市民課長 1月末時点で13.6%である。

大くま委員 市民の13.6%ということか。そのうちの、以前の質疑の中では大体マイナンバーカードでコンビニ交付をやられている団体、ばらつきはあるが七、八%の方がコンビニ交付を利用されている答弁があったかと思う。市民の13.6%のうちのさらに七、八%の方がコンビニ交付を利用されることを想定したとして、それでこのベルブコーナーだけでも1日三、四十人を補完できるとお考えなのか。

片岡市民課長 議会で申し上げたときは、実は電話の聞き込みでこれくらいかというものだったが、その1カ月後に市民課照会でさらに正式に調査したところ、0.3%から23.5%と大きな開きが出た。ただ、0.3%というのはまだ回収して2カ月とか、それは人数ではなく1年間で取れる住民票の中で、コンビニ交付で発行した数である。それで、自動交付機の時代にもピークで大体発行の16.何%が自動交付機だったし、ほかの自治体で20%を超えているところもあることを踏まえると、かなりいくのではないかと思っ

ている。ちなみに今のベルブの交付率に関しては約6%である。

大くま委員 ベルブ永山での交付率が約6%であるとする、13.6%のうちの2割の方が利用したとして、全然届かないと思うが。

片岡市民課長 例えば10万枚住民票を発行するとして、その中の6,000枚がベルブ永山ということである。カードを持っている人に対する割合ではなく全体に対する割合で、ある市では印鑑登録証明書の全体の中の23%がコンビニ交付と。ここで少し話が違ってしまいかもしれないが、数について申し上げると、1年間で対象となっているのは住民票の写しと印鑑登録証明書であるが、それが絶対数でいくと大体5対3ぐらいで、住民票のほうが多い。ところが、自動交付機の時代にはそれが逆転していて、住民票に対して印鑑登録証明書を出す率が3対5である。つまり住民票は何年に一遍取るものであるが、印鑑登録証明書が欲しい方は何度も何度も商売の関係で取られるのかなと思う。そういう意味で使い方のわかる方はかなり便利に使っておられるのかなと。それが自動交付機の時代であるが、おもしろいことに26市のコンビニ交付の割合を見ると、やはり住民票3対印鑑登録証明書5である。つまりそれだけ使い方がわかればかなり便利に使えるが、実際には本当にマイナンバーカードを絶対取りたくないからやりたくないという人と、便利な人の間の方がどういふものか何となくわからない、何となくわかるが何となくとっていないという、わからない方が大半かと思う。そういう方に積極的にご案内して、それでも残った方は一体どこでひっかかっているのだろうというところを丁寧に丁寧に拾い上げていきたいと思っている。

大くま委員 補完できるのかというところについては恐らく意識に大分差があると思うので、そこはあれだと思う。もう一つ、郵送請求についてはどういった手順で、どういった負担があるのか。

片岡市民課長 郵送請求に関しては、郵便小為替を買っていただいて、それを、切手を張った返信用の封筒と一緒に市役所に送っていただく。つまり小為替の手数料は同じだが、ご自分が出す切手代と返信用の切手代がプラスにかかるという感じである。

大くま委員 その分はご自身で負担していただいて郵送を通じて応募していただくこ

とになるのか。わかった。

片岡市民課長　　ちなみに郵送請求に関しては、職員のほうでも結構手間のかかるものであるので、ほかの自治体では、郵送請求の場合は窓口の手数料プラス100円、つまり300円だとしたら400円という料金設定をしている自治体のほうが多い。多摩市はご自身に負担していただく分もあるからということで、あえてそこは差を設けずに、窓口でも郵送でも300円という扱いにしている。

本間委員　　マイナンバーカードがコンビニ交付には必要ということで、マイナンバーカードを取得する工夫というお話があったが、その工夫について以前私も一般質問でさせていただいたりした。申請時来庁方式もその中の一つかと思うが、キャンペーンを張られたときの話、また申請時来庁方式、証明書発行の写真機なども市役所に導入されたということで、その辺の話を詳しく願います。

片岡市民課長　　まず申請時来庁方式は2月からスタートしているが、今、1日1件程度の申請がある。大々的にすればかなりふえるかとは思いますが、市民課が今3月をピークにした繁忙期で、あまり大きく宣伝はせずに細々と宣伝している感じであるが、それでもやはり評判を聞いて1日1件の申請はあるという感じである。あと工夫ということで、1月から今までカードを取りにおいでくださる方に完全予約方式としていたのをやめて、当日都合よくなったら来ていただいて結構であると、ただし、予約していただければお待たせせずにご案内できるというふうに切りかえたところ、予約1に対して飛び込み2の割合で、今は飛び込みの方のほうがふえている状況である。

本庁のロビーに写真機を設置して、そこでご自分でコードを読み込んで、その写真機で申請することもできるし、写真機で写真を打ち出して窓口に来て申請していただくこともできる。

ちなみにキャンペーンのことも先ほど少し申し上げたが、3回のキャンペーンで500人ほどの方が来られて、それは従来の申請の2カ月分に当たる。ほんのちょっとしたきっかけがあるだけで取りそびれた方たちの反響がこれほどあるのかと職員も本当に驚いている状況で、これもまた繁忙期などが終わって落ちついたら、そういったことも行いたいと思っている。

あと永山公民館からも、公民館でそういう申請のお手伝いのキャンペーンができないだろうかという打診をいただいて、いろいろな条件があるので、どこまで何ができるのかは今後の検討と思っている。

本間委員 特に高齢者の方は申請の仕方がわからないという問題が非常にあると思う。どのようにしていいのか、大丈夫なのかという不安で申請せずにとどまっている方のために、窓口で人が説明してくれながら申請のお手伝いをしてくれるのは本当にありがたいものだと思うので、特に永山公民館というお話もあったので、ぜひ身近なところで申請をしていただくという工夫は今後繁忙期が過ぎたらということになるかもしれないが、安心してカードを取っていただけるように、お手伝いをぜひ積極的にしていただきたいと思う。陳情にもあったが、紛失時の危険性が言われている。取り扱い方や危険性がどういうものかがわからないで何となく不安に思っておられると思うので、そちらをじっくりとご説明していただけるといいかと思うが、その辺はいかがか。

片岡市民課長 便利さには必ずリスクがつきものであるもので、そういったことをきちんと認識していただくのが大事だと思う。ただ、今のところマイナンバーカードの紛失の危険は、パスポートや運転免許証をなくしたときの危険と同じくらいだと思っている。つまり写真つきの身分証明をなくすと、それで例えば変装して金を借りに行ったら身分証明として通ってしまう。マイナンバーカードも免許証もパスポートも同じである。マイナンバーカードというだけで、マイナンバーカードを持つといきなり危険が高まると今認識されている方が多いようであるが、そこは違うかなと。なくしては絶対困るものであるし、それはわかっている。ただ、イメージだけで心配を膨らませている方がおられるなら、どういう危険がある、だからこういうことが必要であるというのをきちんとお伝えしたいと思っている。

大くま委員 今の質疑の中で一つお聞きしたいところがある。顔写真つきの証明書に過ぎないと言われている。そういったことで言うと、コンビニ交付が始まって日本全国で住民票や印鑑登録証明書がとれることになるわけである。顔写真つきの証明書と住民票と印鑑登録証明書がそろふことの意味は非常に大きいと思うが、その点についてはどう考えているのか。

片岡市民課長 確かに同じところ、同じ状態で封筒に入れて、そこに置き忘れて、それを非常に悪い人が拾ってしまったら怖い。したがって、やはりキャッシュカードも何でもそうであるが、ある程度ご自分できちんとしていただかないといけないと思う。例えば今永山公民館でまいているビラの中で、こうやると取れるというのを簡単にご説明しているが、それはまずマルチコピー機のところに行って行政サービスを選ぶ。そうすると、マイナンバーカードを読み込ませてほしいと出るので、読み込ませてパスワードを打つ。その後マイナンバーカードを取ってほしいと出るので、それを取らないと次のところには進めない。だから、その時点で財布にしまってほしい。また後でしまうからいいとか言ってそこに置き忘れてしまうととんでもないので、そこだけは市民の皆さんに認識していただいて、機械から引き上げたらしまう、その徹底を呼びかけたいと思っている。先ほど写真つきの証明書につきないと、言い方はいろいろであるが、写真つきの本人証明をなくすのはとんでもないことだと思うので、免許証もそうである。だから、運転免許証もそこに置き忘れてはいけない、運転免許証と住民票や印鑑登録証明書を一緒にしてそこら辺に放置してはいけない、それと同じマイナンバーカードもそこら辺に放置しないでほしいということはよくよく宣伝したいと思っている。

大くま委員 免許証では住民票は出てこないし、印鑑登録証明書は出てこないわけである。今悪用されない前提であるが、例えば拾われた方が、警察である、落とされなかったか、暗証番号は何番かと聞かれた場合、今さまざまな特殊詐欺が行われている中で、私は、そこから住民票なり印鑑登録証明書が出されて悪用される可能性もあると思っている、そういった意味で運転免許証よりも危険性があるのではないかとお聞きした。この陳情についてはマイナンバー制度自体の欠陥もあるのだと先ほど述べられていたから、そういったことも明らかにしておきたいと思ってお聞きした。

安斉委員 最初のほうで言ったが、これはいわゆる窓口業務の見直し方針に基づく取り組みで、第1段階、第2段階、第3段階とあるわけである。まず第1段階のライフイベントごとのチェックシートの作成と試行運用ということで流れてきているが、10月からちょうど今日まで来ている。そういう成果

がどのように出ているのか、それと今度コンビニ交付をきっかけに見直しをなさるのだが、それにつなげて何か効果的なものがあったのかどうか、まずそこから伺っていききたいと思う。

片岡市民課長 ライフイベントごとのチェックシート、作成は当課の手柄ではなく行政管理課であるが、いろいろご好評いただいている、例えばお悔やみのチェックシートなどは実際に死亡届が出る件数よりも、そのシートがかなりはけているとか、死亡届は出張所では受けないが、やはりそちらのほうでもお求めがある。いろいろな場面で便利に使っていただいているかと思っている。それで、4月から一応本格運用となっていて、まずホームページでどなたでもごらんいただけるのと、こことここだったらラックに全種類出しているという場所を何カ所か設けるのと、あと一応全て積極的に出すのではなくても、全所管で在庫はある程度持つておいて、必要に応じてこの人はこれが必要だなということがあれば、それでご案内するという仕組みになっている。ちなみに市民課は単純にお渡しするのがいいのか、それともこれに関しては一言添えてからお渡ししたいので、あえてラックには出さずに窓口でお渡しするといったこともいろいろ工夫しながら今後展開していきたいと思っている。

安斉委員 それは一つの工夫だと思って、私もそこは否定するわけではないが、それで今度はコンビニ交付に基づいていわゆるベルブ永山のサービスコーナーがなくなったり、夜間の受付等いろいろ説明いただいたが、それがなくなるということで、一つは、先ほどマイナンバーカードを持たないのは、何となく不安だとか、安心してカードを取ってもらえるようになるような申請の仕方、そういうのがわかればよいという問題ではなく、私などはそうであるが、はっきり持ちたくない。それはやはりマイナンバーカードが本当にいろいろなひもづけをこれからされていって、そのひもづけの中で個人情報暴露されていくようなそのルートが見えているから、私などは持ちたくない。そういう方に対する工夫でさまざまお聞きしたが、一つは、こういうことを前提にしながらも、さまざまな相談の事業も工夫したいと言われているわけであるが、事務手続の中でのこういう相談のあり方は、いろいろ物を発行するときに、私は悪くはないと思っている。したがって、

合理化をずっとして、最終的には窓口業務を民間委託されようとしているわけであるが、むしろそういう市民のいわゆる困り事について寄り添うという視点が十分にとられないとだめではないかということだけ申し上げておきたいと思う。

鈴木市民経済部長 決して我々のほうで市民の方々に寄り添わないということではなく、やはりきちんと市民の方々から窓口の中でご相談等あれば、よりきちんと丁寧なご説明ができるように、今でもさまざまな部署で研修等をやりながら相互にスキルを上げていろいろな窓口につなげられるようにといったような取り組みを進めさせていただいているところである。一例を申し上げますと、高齢生活困窮者の窓口等もある中においては、私どもの納税課の納税相談の際にも、まず単純にすぐに差し押さえといったほうに行かずに、まずその方の生活状況等をよく確認させていただいて、その上で必要な窓口につなげていくといったような取り組みの職員の研修等もさせていただいている。だから、私どもとしては、ご相談に関しては、引き続き職員の対応がより向上するような取り組みをさせていただいているところである。

片岡市民課長 先ほどのマイナンバーカードを取りたくないという方がおられることは承知しており、そういう方たちに無理やりとってほしいとするつもりはない。だが、今回、先ほど申し上げたキャンペーンの中で、キャンペーンをする前は、ある程度取りたい人は取り終わって落ちついたかと思っていた。そうしたら、キャンペーンをただで驚くような人が押しかけて、2時間半待ちになっても特に文句も言わずに辛抱強く待ってくださって、それで皆さんよくわからなかったから助かった、よかった、こういうことをもっとやってほしい、次はいつやるのかということで、大変ご好評をいただいた。それで、今までも取りたい人は取り終わったのか、皆わかっているのかと思っていたのが行政側の思い上がりであったなど、まだまだPRが足りないなという反省を踏まえて、よくわからない方によくよくお伝えしたいという意図である。それと、証明書の取り方については窓口でも十分にご案内すると同時に、まだ検討中であるが、例えばコンビニと同じような画面展開でこうやれば取れるというタブレットの導入をして、それも窓口で説明して、次からはご自分で取ることができるというようなご案内が

できることも考えている。今各社が結構開発中で、急いで導入するよりも、実際に導入自治体の様子や、いろいろな事業者を見比べて、よいものを選びたいと思って同時スタートはできないが、そのようなこととか、あとホームページにコンビニ交付の取り方を載せて、少し不安のある方は事前にそれをごらんいただくようにしたいと思っている。そういうのは、多分繰り返しになればもう次からはATMと同じでご自分でできるようになると思うので、先ほど申し上げた印鑑登録証明書を年に何度も取る方は、丁寧な窓口よりも、早くすぐに取りたい、便利に取りたいというのが多いと思う。そういう方はコンビニ等を上手に活用していただいて、そうではない方は、人でしかできない案内は窓口で丁寧にとと思う。

きりき委員 この陳情の趣旨を考えると、予算措置が必要なことも当然求められるかと思うわけで、今回予算の審査を我々行ってきて、全員予算決算特別委員会のメンバーで、一度それに手を挙げていて、それに相反する判断をするのはなかなか難しいタイミングだなと思いながらお話を伺っていたが、予算に絡む、当然やろうとすれば予算に関係してくると思うわけで、人件費なり何なりの経費がかかると思うが、大体どのくらいかかるのか教えてもらえるか。

片岡市民課長 来年度予算でいくと、年度の途中の切りかえで少しわかりにくいので、年間通しでご説明する。ベルブコーナーに関しては、シルバー人材センターへの委託部分として大体280万円かかる。出張所の時間外に関しては150万円である。合わせて約430万円が委託費としてかかる。あとそのほかに例えば職員の人件費や機材の金、紙代、光熱水費といったものが上乘せされて、それは今、中でいろいろ出したものがあるが、見方によって結構数字が変わってくるので、数字としてはお示しできないが、委託の230万円プラス人件費その他もろもろの経費がかかるというのがベルブ出張所夜間である。一方、コンビニ交付に関しては、年間ランニングコストとして約615万円かかる。

きりき委員 単体で一から選ぶという話なのか、今の陳情者の方のご希望は多分残してくれということなので、もし残すとしたら両方金がかかってくるようなお話になってくるのかなと思うわけで、私も福祉にかかわる人間として、

なるべくかわりがある、利便性を考えたときには手段がたくさんあったほうが良いと思うわけであるが、予算も限られているから、その中でどうやって判断するかが、我々が考えていくところなのかと思う。今回に関しては、先ほどもお話しした予算審査も行った上での今回の陳情の審査という形になるので、そういったことも加味して考えたいと思うが、何か意見があれば伺いたいと思う。

鈴木市民経済部長 今回の取り組みに関しては、窓口業務の見直し方針に基づく第2段階という中においては、本庁の土日の部分開庁、そしてコンビニ交付、出張所等の開庁日等の見直し、そして今陳情に出ている2件のもの全てセットで、やはりそこも積み上げるところと、見直さざるを得ない部分のセットで、トータルで費用や人員の確保といった面も含めた中でやらせていただいているところであるので、やはり単純に片方だけサービスをダウンと広げるということではなく、限られた経費の中でより利便性をどのように市民の皆様提供できるかを考えた中において、今回こういう取り組みを進めさせていただいて、予算を出させていただいたところであるので、私どもとしては、今ご説明申し上げた取り組みを前に進めさせていただいて、さまざまな形でサービスを提供させていきたいと考えている。

池田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

安斉委員 31陳情第5号 ベルブ永山の証明書発行サービスコーナーや出張所の夜間受付の継続を求める陳情について、採択の立場から討論する。

住まいの近く、また駅の近くの出張所を利用できること、これは利便性からも必要なことだと思う。ベルブ永山の証明書発行サービスコーナーも、買い物や公民館、図書館の利用のついでにも立ち寄れる。こうした利便性が、マイナンバーカードによる利便性にかわるものなのか、どうなのか。まず第1に、陳情者も主張されているようにマイナンバーカードを持つことや使用することに抵抗がある人たちもいるという事実がある。今回の一連の流れの中では、マイナンバーカードのいわゆる導入を進める意図もあ

ると見ている。そういう中では、選択の自由に十分に配慮すべきなのは当然のことだと思っている。市は、相談機能と諸手続等の機能を分けて対応したいという意向もあるが、私は、諸手続の中にも市民の相談が含まれることも多いと思っているので、切り分けられない事情を抱えた方たちがいることも考慮しなければ、市民に対しての温かい窓口対応とは言えないと思う。市は、庁内業務改革推進会議で本庁出張所のあり方、あわせて拡充するもの、縮小するもの、いわゆるビルド・アンド・スクラップをセットで見直すと言っているが、究極の目的は、私は最終的に行くのは窓口業務の民間委託だと思っている。きわめて公務労働そのものが問われる問題だと考えている。以上の理由から本陳情に賛同して採択とする。

本間委員

3 1 陳情第 5 号 ベルブ永山の証明書発行サービスコーナーや出張所の夜間受付の継続を求める陳情について、公明党を代表して不採択の立場で討論する。

出張所での時間外受け渡し窓口の廃止については、窓口の夜間受付 2 時間の利用件数が各出張所の 1 日当たりの平均件数 2 件という状況であること、また、仕事帰りの方のための夜間受付として 7 時まででは不十分であり、コンビニ交付が始まれば朝 6 時半から夜 11 時まで市外の会社近くのコンビニエンスストア全国 5 万 4,000 店で取得できるようになり、夜間受付のサービスをコンビニ交付に移行したほうが利便性の向上につながると考える。また、ベルブ永山証明書発行サービスコーナーについても、もともと自動交付機の代替手段のサービスであり、マイナンバーカードを取得すれば時間と設置箇所が拡大され、近所のコンビニエンスストアで取得できることになる。廃止に当たっての配慮として、マイナンバーカードの申請について、申請時来庁方式が導入され、市役所内に設置された写真機で写真を撮って、わからないことを窓口で聞きながら市役所で申請できて、郵便で自宅に届けられ、カードが取得しやすくなっている。また、暫定的であるがコンビニ交付手数料が半額にもなる。市には、マイナンバーカードの取り扱いと利便性について多摩市民に広く情報が届く努力をし、丁寧なご案内を求めることを申し述べ、本陳情に対し不採択の意見・討論とする。

大野委員 31陳情第5号に対して、残念ながら不採択の立場で簡潔に討論する。
ほかの委員の方も言われていたように、利便性自体は向上すると考える。
ただ、心配なのは、将来的にこういったことを通じて窓口対応の業務自体
が委託化していくようなことの方角性は果たしていかかかという危機感を
持っているので、改革みらいとしては、その点を強く指摘して、しかし、
本陳情については不採択とさせていただく。

池田委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が1名、不採
択すべきものという意見が2名である。よって、これより31陳情第5号
ベルブ永山の証明書発行サービスコーナーや出張所の夜間受付の継続を求
める陳情を挙手により採決する。本件は採択すべきものとするに賛成
の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

池田委員長 挙手少数である。よって本件は不採択すべきものと決した。

日程第2、第20号議案 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制
定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪企画政策部長 第20号議案 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ
いてである。本件については、民間のサービス機関を活用した新たな行政サ
ービスの提供として、いわゆるコンビニ交付として住民票の写しや印鑑登
録証明書を取得していただけるサービスを平成31年、今年の9月から開
始する。本サービスの利用に当たっては、マイナンバーカードの取得が必
要となることを含めて、サービスの開始や内容の周知を図る趣旨から、サ
ービスを開始する本年9月から3年間に限ってコンビニ交付手数料を窓口
交付の半額となる1通150円という形に減額するため、条例の改正をお
願いするものである。また、これらの証明書の交付に当たって、市の窓口
の交付と異なり事務的に対応が難しいことから、こちらの交付に当たっ
ては、窓口の場合であれば一定の要件を満たす場合は手数料を免除する形が

あるが、これは適用しない形で願うするものである。

片岡市民課長 これも追加で配付させていただいた資料であるので、そのことについて補足の説明をさせていただく。まず26市のコンビニ交付の実績の状況及び証明書発行手数料である。

一番下の表を見ていただくと、窓口手数料とコンビニ手数料の設定、コンビニ手数料を下げている自治体が10市、下げている自治体が13市であるが、その内訳を見ると、300円のまま同額というのは3市のみで、あと250円が1市、そして200円が9市ということで、コンビニ交付自体の相場観というと200円ぐらいが多いのかなというところである。時限で150円としているのは町田市が先行していて、町田市は市民カードの時代からずっとコンビニ交付、古くからコンビニ交付をしていて、大体1%ぐらいだったが、それが平成29年12月に時限で使用料を下げるという、出した瞬間にポンと3%に上がって、この4月に本当に下げたら6%という感じでさらに上っているということである。つまりコンビニ交付で安いから取る、高いから取らないというものではないのだが、これによって意識を向けていただいたそのことがこれほど大きなきっかけとなってコンビニ交付が向上したというその先例に倣って多摩市も時限で3年間150円という形をお認めいただきたいと思っている。

池田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入るが、先ほどの陳情と重ならないように質疑をしていただきたいと思うので、よろしくお願うしたいと思う。質疑はあるか。

大くま委員 先ほどの説明で、免除の規定についてはコンビニ交付では審査は難しいと、行わないということがあったと思うが、どういった形の免除があるのかを確認したいと思う。

片岡市民課長 一番わかりやすいのは生活保護の方は使用料の免除があるが、それを機械用で使用料の免除は難しいと。かといって、コンビニエンスストアの店員を挟むことは想定していないので、全て自分で操作するのが前提であるので、そういったことはできないと、通常のものだけ出すという形にさせていただいている。あと、そのほかに例えば被災した方でTAMAさくらカードをお持ちの方はまだ市内におられるそうであるが、そういった方も、

それは目で見ての判断となるので、そういう使用料の減免の規定のある方はコンビニエンスストアでは対象としないというものである。

大くま委員 コンビニエンスストアの店員を挟むのが適切でないというのは私もそう思うが、例えば後ほど返金の手続を取るとか、そういったことも考えられると思うが、想定はされたのか。

片岡市民課長 返金というのは、例えば紙詰まりのときの返金か。

大くま委員 コンビニ交付の際には減免されなかった、例えばその領収書などをお持ちいただいて、減免分としてお返しするようなことは考えなかったのかということである。

片岡市民課長 考えたというか検討はしたが、ほかの市の状況なども聞いて、やはり手続がかなり煩雑になるということで、また、その煩雑な手続を本当に少数の方のために組み立てることについて、かなりリスクが大きいなという判断で、多摩市もほかの自治体と同様に、それは行わないことにした。

大くま委員 免除の部分はそういう検討をしたことがわかった。例えば窓口での住民票、印鑑登録証明書の発行については、市民の方からは自分自身の情報を出してもらうのになぜ300円も取られるのだという声も私は伺っているが、この交付手数料の算定の根拠はどうなっているのか。

片岡市民課長 これは平成24年度に使用料の再設定を行ったときに、通常にかかる機材とかそういったことの費用が1通当たり312円という算定になり、それをもとに300円という設定にした。その考え方でずっと来ている。

大くま委員 そうすると、実費相当分だと、若干300円に下げているが、実費に大体相当するのがこの部分だとお考えだということか。

片岡市民課長 これに関しては、使用料として考えるというような市の基本的な規定があり、それに沿ってのものである。実費というには、実際にはもっとかかっていると。例えば人件費などについてはそこには乗せていないが、そのほかに建物、単独の施設だったらその施設の分などもあるが、基本的に出張所は、関戸公民館の中に出張所分の実費も入っている。それについての案分などはせずということである。

藤浪企画政策部長 補足する。手数料については、さまざまな証明書の発行手数料があるが、特定の役務に対する手数料ということで、実際にかかっている費用等

を勘案した中で判断させていただいているところであるので、については参考のところの部分として数年前に定めたときにはおおむね実費相当の3百数十円かかるが、そういうものを総合的に勘案して300円という手数料を出させていただいたところである。個別に幾らのものを、減価償却が幾らだから幾らというところまで細かくやったものはない。

大くま委員 実費を参考にしながらこういう額の設定にしているということだと思う。そういった意味で言うと、コンビニ交付の際にさらに上乗せされたコストがかかると思うが、それについてはどの程度かかるのか。

片岡市民課長 コンビニエンスストアの手数料として市が115円コンビニエンスストアに払うので、その分が上乗せされることになる。ちなみに消費税の変更後は117円と想定している。

大くま委員 コンビニエンスストアに支払われる手数料が115円ということで、例えばJ-LISのほうのシステム使用料などは乗ってこないのか。

片岡市民課長 J-LISのシステム使用料プラスシステムの使用料がある。総額で両方合わせて年間に換算すると615万円である。

大くま委員 細かい数字はまだ出せないということだと思うが、この115円プラスシステム使用料分がさらに上乗せされた分がコストとしては膨らむと。そう考えた場合に、150円に減額する根拠はどうなのか。150円に減額しない市も多い中で、減額しない、増額の市のほうが多い中で、なぜ150円に減額することになったのか。

片岡市民課長 一応コスト計算などもしたが、一番の目的は、それを市民に知っていただくインパクトを打ち出すことと考えている。先ほど申し上げたようにマイナンバーカードを取りたくない人は取らない。だが、取りたい人はある程度は取り終わっているが、かなりの方がまだ何となくだと思う。キャンペーンのときにきっかけがあれば目を向けて、それで取る取らないの判断をする。その判断をするための情報をいただくきっかけにしたいと思っている。そして、コンビニ交付の割合がふえればふえるほど窓口の負担が軽くなるので、その分相談の機能とか、それこそ人にしかできない機能に振り向けることができるし、そうなるとコンビニ交付を実際に使わない方にとっても窓口の待ち時間が減るとか、より丁寧に職員がばたばたし

ている状態ではなく落ちついて対応できるとか、そういうことを総合的に、コンビニ交付の利用がふえると市民のプラスになるという考えで考えていただくために行った。

大くま委員　　今お伺いしたが、今でも窓口の方は丁寧に対応していただいていると思っているが、例えば減額をした場合には当然参入が減っていくことになってくると思うが、どの程度の利用があると想定して、その分はどの程度予算に入れ込んでいるのか。

片岡市民課長　　手数料に関しては、平成31年度予算では影響額として21万9,000円を見込んでいる。これがコンビニ交付の割合が4%になれば、7%になればというふうに計算していくと、大体7%になった時点で87万5000円の影響額が出ると見込んでいる。

大くま委員　　現状は21万9,000円を市として負担すると、歳入として入ってくる分が減ると想定されているということか。やはり片方は150円、片方は300円だということになると、そもそもの使用料は実費を勘案しつつ検討してこういう設定をしたとなるが、やはり不公平感があると思う。窓口での交付もあわせて例えば時限で3年間なら3年間150円とするという検討はされたのか。

片岡市民課長　　それは考えていない。先ほども申し上げたように、一定の規定に従って計算したのが317円。ちなみに今のかかっている費用で再計算すると379円かかる計算になる。それはシステムを使っているからには絶対にかかってしまう金である。一方で、不公平感ということと言うとコンビニ交付の方はご自分で操作したり、ご自分でマイナンバーカードを取ったり、プラスして市民の方たちにみずから働いていただくわけである。そのことについてありがとうという、ぜひコンビニ交付を使っていただいて、その結果窓口の負担が減ってという部分があるので、それは不公平ではなくご自分が努力した結果、それだけ安くなっていると解釈していただきたいと思う。ちなみにコンビニ交付に関しては、職員の人件費はかからないが、窓口などについてはかかるというか、あまり人件費人件費と出すと、では、それですぐに人を切るのかという話になってしまいかねないので、あまりコストについては強調しないことになっているのだが、現場で計算したが、

大体1通あたり、職員の人件費だけで最低300円くらいはかかってしまうのが現状である。組み合わせ方によっては777円である。そういったことも含めて、全部ならしてコンビニ交付をとにかく活用していただいたら市民も財政負担も職員も皆が楽になるのだと、そういったことでまずこの3年間で進めていきたいと思っている。

大くま委員 総合的に窓口を見直していく中で市民サービスを向上させていくのだというのが市の言い分で、私たちはそうではないのではないかとやっているわけであるが、この条例を一つ一つ総合的に考えていきと言いながらも、コンビニ交付を進めていくことによって窓口業務を充実させていくことは担保されていないと考えている。例えば条例化されるとか、コンビニ交付で減った分の費用を使いながらこういったことをやるというような計画が打ち出されていないと私は考えているが、市側はどう考えているのか。

鈴木市民経済部長 確かにまだ見えない部分はあるかと思う。というのは先ほど来ご説明申し上げたとおり、コンビニ交付の部分が飛躍的に一気に伸びる見込みがない中でというところがまず、それは共通の認識だと思う。やはり私どもとしては、まずその効果を出しながら、その分でいかに職員が丁寧な対応ができるようにしていくことに関しては、大変申しわけないが、条例で定める形でお示しするのはなかなか難しいかと思っている。しかしながら、私どもとして、やはり窓口サービスをいかに向上していくかに関しては、今お示ししているところの中で最大限市民の方への利便性なりを含めた中でトータルのサービス向上をさせていただきたいという取り組みは進めているので、そういったことを議会にも毎回機会を捉えてご報告をさせていただきながら打ち合わせをさせていただいているところである。今回の手数料の引き下げについても、いわゆる機械でできることは機械でできるようにして、その分人にしかできないような形でやっていただきたい。今回のコンビニ交付を進めるというところで、効果的にこれを進めていって市民の方々にどう有益な形でお返ししていくかというためには、やはり今回の手数料の減額がその効果を最大限に発揮できる政策手段かと私どもは考えているところであるので、さまざまな面を勘案した中で今回こういった取り組みをご提案させていただいているところである。

大野委員

大くま委員の指摘もあったので関連になるが、先ほどコンビニでは150円にするというのは、町田市などの例があったので利用者を高めたいという話があり、今のご答弁の中でもそういうことを通じて恐らく窓口業務全体の向上とか、そういうことにもその分つなげたいのだという思いは感じられたが、この資料でいくと、直近では例えば調布市、羽村市、あきる野市などがやはりコンビニ交付を開始したが、いずれも窓口と同額である。本市の場合は町田市の例を見ながらというところがあるが、そういったよそのまちなことではあるが、そこはあえて利用率アップということは特に何か話し合われてはいない感じなのか。本市としては、あくまでも町田市の例を見たので、とにかく独自の判断で動いたということなのか。そのあたりの経緯、ほかの市の考え方、何でほかの市も同じようにおかないのだろうというのは素朴な疑問であるのだが、もしご存じのことがあれば教えていただけたらと思う。

片岡市民課長

町田市の例を申し上げたが、状況だけ見ると、下げている自治体はコンビニ交付率、マイナンバーカード普及率が高い。それは減額そのものではなく、それを普及させようという意思を持って働きかけている結果だと思う。それで、全体のそれぞれの自治体の様子なども見ると、今例に出た、調布市はまだ普及率が出ていないが、淡々と費用面ということでそのままにしている自治体もあるし、また市として特に下げる必要はないと。あと、もともと200円の自治体はこれ以上下げられないというところでほぼ据え置きのところもある。それぞれの自治体の意思、考え方その他で使用料を設定しているということで、やはり多摩市もかなり内部では検討、所管としてこうしたいというところに加えて、市全体としてどうなのかという結構長い議論があり、最終的にこのような形に決まった。

大野委員

もう1点だけ伺いたいですが、例えばマイナンバーカードの利用者をふやすことで、一般的にはそういういろいろな互換性だったり、本来持っているメリットが活かされるという一般論はわかるが、例えば本市があえてそういう判断を、他市が先ほどもととの料金の高さの問題からあえて過去下げていないところがあるというところだと思うが、あえて本市が町田市に倣ってマイナンバーカードの利用をふやすことを目標にする意味は何かあ

るのか。

片岡市民課長 やはりやるからには効果を上げたいということで、先ほど1件当たり115円と申し上げたが、全体J-LISやシステム負担金の615万円は1件でも1万件でも同じである。それが例えばコンビニ交付が1件だけだったら、その1枚の証明書は、615万円プラス115円の証明書。それが1万件であればどんどんどんどん割安になっていって費用対効果がどんどん上がるので、プラスしていきたい。一方、マイナンバーカードの普及率で言うと、多摩市は今26市のうち22番目で、コンビニ交付が遅かったこともありかなり後発であるので、ここで効果を上げようと思ったらせめて26市の平均プラスぐらいに上げておきたい。そのためには後発であるからこそここで勢いをつけて、ほかの自治体と並ぶ以上のものを上げたいと思って、このように提案させていただいた。

安斉委員 セキュリティーの問題であるが、一般質問で伺ったが、多摩市内の各コンビニ店と市がかかわってそういう不正事件が起きるかどうかわからないが、そういったところにかかわることはないということか。

片岡市民課長 どういったことに関しても100%というのはないと思っている。きのうまでかかっていた橋がきょう絶対落ちない、何が落ちないとは言えないように、何かが起こり得ることを前提に、どう防ぐかというのと、起きたときにどう動くのか、常に両方で考えておく必要があると思っている。では、危険性が高いのかというと、今までそういったコンビニ交付は多摩市はかなり後発であるが、今までそういうコンビニ交付の関係で大きな事故は起きていない。それはJ-LIS側もあるし、コンビニエンスストアも店舗一店一店が努力した結果だと思う。それで、多摩市も初めてのよう申し上げているが、既に多摩市のコンビニエンスストアでは、日野市や町田市、全国で取れているが、今は起きていない。今は起きていないから絶対起きないとまでは言い切れないが、かなり確率が低いと考えている。

安斉委員 私、そういう確率の問題を言ったのではなく、多分セキュリティーの問題ではJ-LISとコンビニエンスストアの本社との契約の中にしっかり書き込まれているかと思うが、各店舗ではどうなのかとなると、この間も一般質問でも言ったが、例えば印字打ち出しが不明瞭、汚れたというとき

に、コンビニエンスストアのバイトの方かもしれないが、金を戻して、その紙は全てお返ししろという指示になっているわけである。そういったことが本当に徹底されているかどうか、市も公務の一部をコンビニエンスストアにお任せしているわけであるから、そういうセキュリティーについて市が関与することがないかどうか、そこを聞いているわけである。

片岡市民課長 J-L I Sとコンビニエンスストアの会社の中で契約を行っていることで、その契約内容について直接市が関与することはない。ただ、もし仮にそういうことを行っていない、疑わしいというような情報が市に入ったら、J-L I Sに調査していただくよう通知したいと思うし、どうしても多摩市で納得できないことがあったら、コンビニ交付は全部でなくても、こことこここのコンビニエンスストアと指定することもできるので、多摩市はこういう事情があるので、この系列のコンビニエンスストアは交付から外すということも選択して、それをホームページに出すなりして、市民の安全は守っていきたいと思っている。

池田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 第20号議案 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、
否決すべきとの立場で討論を行う。

自分自身の情報を出力してもらうことに対して手数料を300円も取られるのはおかしいという市民の声もある。それに対して市は、実費を勘案した上で今の費用を計算してきたと説明していたわけであるが、コンビニ交付によって少なくとも1枚当たり115円、システム費用などを考えればさらに上乗せされる追加のコストがあるという状況にもかかわらず、半額に減額することは著しく公平性を欠くものである。コンビニ交付によって利便性が向上すると市は説明してきたが、出張所の機能縮減など市民に不便を強いることを同時に進めており、また窓口業務が充実するということの担保はない。本条例改正案は、市民からマイナンバーカードを使う以外の選択肢を奪っていくものだと考える。以上をもって、第20号議案 多

摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、否決すべきとの立場での討論とする。

池田委員長 ほかに意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

池田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。よって、これより第20号議案 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

池田委員長 挙手多数である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第3、第28号議案 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、ただいま議題になっている多摩市印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げたいと思う。本案については、民間の基盤サービスを活用した新たな行政サービスの提供として、コンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機の利用により住民票の写しや印鑑登録証明書を取得していただけるサービス、いわゆるコンビニ交付を本年9月から開始する予定で準備を進めている。現在の多摩市印鑑条例では、印鑑登録証明書の申請方法について印鑑登録証の提示に限定されているところである。本年9月から開始するコンビニ等での交付に対応するため、コンビニエンスストアの店舗に設置されているマルチコピー機いわゆる多機能端末機でマイナンバーカードを用いて交付を可能とするための規定を設けるものである。詳細については片岡市民課長からご説明申し上げます。

片岡市民課長 こちら参考資料31ページ、条例の新旧対照表をごらんいただくと、今回で付け加えている第20条、多機能端末による印鑑登録証明書の申請書を追加している。現在の条例第19条では、カード型の印鑑登録証を窓口に出すという規定であるが、それをコンビニエンスストアで行うために多機能端末つまりコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機や

キオスク端末にそれをかざして、またスキャンして出せるようにするものである。

池田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 第28号議案 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、先ほど第20号議案で述べたとおり、新たなコストもかさみ、著しくコストがかかると、マイナンバー制度自体にも欠陥があり、こういったことを推進していくことは、そのほかの選択肢を削減していくものだと考えている。以上をもって第28号議案 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、否決すべきとの立場での討論とする。

池田委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。よってこれより第28号議案 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

池田委員長 挙手多数である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第29号議案 中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、第29号議案 中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。本案については、中小企業信用保険法の改正に伴い、小規模事業者支援資金の貸付限度額が2,000万円に引き上げられたことに伴って、本市の中小企業事業資金貸付けあっせん制度においても限度額を同水準に引き上げるものであ

る。国の中小企業支援の拡充に伴う法改正や社会情勢に迅速かつ適正に対応するため、条例で定めている単位及び限度額を中小企業事業資金貸付けあっせん条例に関する条例施行規則に定めるよう条例の一部を改正するものである。詳細については宮崎経済観光課長からご説明申し上げます。

宮崎経済観光課長 それでは、資料をごらん願う。中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の改正についてで、まず1点目、経緯からご説明をする。多摩市中小企業事業資金貸付けあっせん制度における中小企業者支援資金の融資限度額は2,000万円であるが、従業員20人以下を対象とし、信用保証協会が債務を100%保証する小規模事業者支援資金の限度額については1,250万円としている。平成30年4月1日の国の制度改正で小規模事業者支援資金の限度額が2000万円に引き上げられたことに伴い、本市においても平成31年4月1日より小規模事業者支援資金の貸付限度額を2,000万円に引き上げるものである。

2番の改正の内容についてご説明する。まず(1)第2条第4項及び第5項の見直しということで、こちらについては条例第2条第4項運転資金及び第5項設備資金の定義において事業を行うために必要である旨を明記するものである。

(2)をごらん願う。第3条第2項で定める単位及び限度額について施行規則による規定への変更をするものである。こちらは国の法改正や社会経済情勢に応じて迅速に対応するため、条例第3条第2項で定める単位及び限度額について条例施行規則にて定めるものである。条例施行規則で現在の1,250万円から2,000万円と規定するものである。

(3)については、運用変更を伴わない文言整理ということで省略させていただく。

3番、施行予定日は平成31年4月1日を予定している。

新旧対照表をごらん願う。条例の新旧対照表で、変更点については第2条の(4)で運転資金のところで事業を営むために必要な資金という文言を追加させていただいた。第5、設備資金についても同様である。そして、第3条の2項、貸付けあっせいを伴う貸付金の単位及び限度額は規則で定めると。こちらは条例から規則に落とすものである。

規則のほうをごらん願う。規則の新旧対照表で、第1条の2として、条例第3条第2項の貸付けあっせんを行う貸付金の単位は10万円とし、貸付金の種別ごとの限度額及び1の事業者に対する限度額は2,000万円とするという条文を追加させていただいた。こちらについては、一般の限度額と今回改正する小規模の資金が2,000万円と同額になったので、第1条の2で、一つで表現させていただいたものである。

あと次のところで、あっせん貸付制度のご案内のパンフレットがあり、両開きのページが最後にあるのだが、そこの中の右下のところで設備資金についてというところで、事業に必要なものと認められるものが対象であると書いて、こういう説明を加えさせていただいた。特に車両については次のとおりで、原則として車両本体価格300万円をあっせん限度額とする、また、国産車以外の車両や事業に不必要とされる装備を追加した車両に係る申し込みがあったというような説明を追加させていただいた。

池田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

安斉委員 これの変更は、直接には信用保証協会の限度額が変わったかということかと思うが、多摩市内にも結構小さな事業をやっておられるところがある。20人以下と書いてあって、その中に商業サービス業5人と出ているわけであるが、こういう2,000万円に上がることは、私たちはいいことだなと思うわけであるが、実際そういう要求が市民の中の事業者の方から声があったのかどうかと、これはあくまでもいわゆる業を起すときのものなのかどうか。先ほどの車の話等もいろいろ出ていたが、そのあたりについて伺いたいと思う。

宮崎経済観光課長 2点あったかと思うが、要求があったかどうかというところでは、現在特段この変更について要求はなかった。というのも、小規模事業者支援資金で、過去の実績を見ても今までの限度額1,250万円まで借りている方がおられなかったというところで、大体1,000万円ぐらいで貸し付けは上限になっていたの、実際にはおられなかった。ただ、こちらについては特にリスクもないし、国の制度が引き上げられたので、なるべく間口は広くしておいたほうがいいということで今回改正をさせていただいた。

また、次の質問の業を起こすときだけかというご質問については、こちらについては1年以上たった方が対象となっている。創業支援資金はまた別に制度としてある。

きりき委員　　今回条例改正ということであるが、内容に関しては規則で決めるという形で条例を変更していくと。この条例自体に数字を書かないで規則に数字を書いて変えることにどういう目的があるのか教えてほしい。

宮崎経済観光課長　条例から規則に落とすというところでは、先ほどのご説明でお話しした国の法改正や社会経済情勢に応じて迅速に対応するということであり、こちらの今回の改正は平成30年4月1日から国の制度が変わっていて、市に示されたのが昨年3月に入ってからだったので、その改正にすぐに対応できなかったところもあり、規則で定めたほうが迅速に対応できるということである。実際に規則で定めるとしても、こういった議会には報告もさせていただき、予算の中でも当然そういったところが出てくると思うので、そちらでも議会には逐次説明をしたいと思っている。

きりき委員　　規則とか要綱は議会を通らないで改正ができてしまうので、迅速に対応できるものは当然活用していただきたいと思うが、誰も知らないうちに変わってしまったとなると問題であるので、今、課長がご説明いただいたように、説明、報告は欠かさずに丁寧に対応していただきたいと思う。

池田委員長　　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

池田委員長　　質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

池田委員長　　意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第29号議案　中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

池田委員長　　挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第21号議案　多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定である。本件については、平成30年10月12日に出された東京都人事委員会勧告に基づいて有意な人材の確保の観点から初任給の1,000円引き上げの勧告があった。それに基づいて初任給層の給与の引き上げ、改定を行うものである。

池田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第21号議案 多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

池田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第6、第22号議案 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 本件については、平成29年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴って、各教育委員会に対して学校運営協議会の設置が努力義務として課されることになった。これを受けて、多摩市教育委員会では平成31年度当初の多摩市公立学校における学校教育学校運営協議会設置に関する規則を定めるとともに、協議会委員についての報酬を支給することになった。それに伴って非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の改正を行うものである。

池田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大野委員 今回いじめ問題調査委員会や学校運営協議会のことで出ているが、こういったところの額の妥当性はこういった形、何を根拠に決まるのか。誰がこういったことを判断されるのか。

山本教育部参事 額の妥当性は難しいところであるが、今回の学校運営協議会の委員報酬については、各自治体で既にコミュニティスクールを設置しているところで支払いをしている報酬額等を参考にさせていただいた。大体ボランティア的要素が強いものであるから、一回について1,000円から2,000円という報酬で定めているところが多いという状況だった。今回市では1,200円ということで、12人の委員に対して学期に1回の運営協議会が開かれるという想定で、こういった額で定めさせていただいたところである。

池田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第22号議案 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

池田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第7、第23号議案 公益的法人への多摩市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 本件については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、これらに基づいて派遣されている職員の給与の支給内容については、既に給与、扶養手当、地域手当、通勤手当、管理職手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当が定められておるところであるが、今回の改正で時

間外の勤務手当、休日の勤務手当、夜間勤務の手当、それから管理職員の特別勤務手当を加えるものである。これらについては、平成30年4月よりオリンピック・パラリンピック競技大会の組織委員会等に職員を派遣している中で、来年以降についてはこれらの法律に基づいてそれらが支給できるようになったので改正をするものである。

池田委員長　　これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員　　今回時間外勤務手当等を追加するということであるが、これまではどのようにされていたのか。

本多人事課長　　これまでは派遣1年目については研修派遣というような位置づけであったので、市から直接払っていた。また、2年目以降については、この派遣法派遣というような位置づけにする関係で、この条例に基づく支給をすることになるので、今お手元に新旧対照表があれば見ていただけたらと思うが、時間外勤務手当やそれに付随するような各種手当の整理が必要になったので改正をさせていただくということである。

大野委員　　先ほどの第22号議案ともかかわりがあるが、こういった額は本来仕事の中身で決まらなければいけなくて、妥当性をそういうところで見て判断するのではないかと思うのだが、これはどういったことで妥当性を判断されているのか。

本多人事課長　　今派遣している職員については、多摩市の一般職であるので、一般職の給与に関する条例の適用者である。そこで均衡の原則、職務給の原則といったもので支給をさせていただいているので、他市の状況といったものも加味されていると認識している。

大野委員　　意見であるが、例えば我々議員、あるいは特別職だと報酬等審議会等があり、そういったところの答申を受けてというのがあるわけである。もちろん一般の職員の方はいろいろ寄って立っているものはあるにしても、こういう形で外に出ていくようなものに関して、元の部分を基礎にしつつというのがあるのかもしれないが、やはり客観的にそういう仕事の内容等を判断して、それによって報酬が決まるのだというのが本来の筋かとも思うので、そういった仕組みについてぜひ今後お考えいただけたらということ

を要望としてお伝えしたいと思う。

本多人事課長 職員の給与については、東京都の人事委員会勧告等に基づいて改定をしている。今回この職員については報酬ではなくて給料というような位置づけになるので、そういった勧告等が反映されたものになっているので、そういう意味では適切な支給がされているかと認識している。

池田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第23号議案 公益的法人への多摩市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

池田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第8、第24号議案 多摩市臨時職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 本件については、多摩市公契約条例に基づいて労務報酬下限額990円が平成31年度から1,018円に改定されることに伴って、臨時職員事務員の賃金単価も現行の990円から1,018円に改定するものである。また、その他全ての職種についても、今回の改定における事務員の賃金単価の上昇率2.8%を乗じた額に改定するものである。

池田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

きりき委員 この条例の中に児童厚生員が別表の中に書いてあって、職種と賃金が書かれているわけであるが、直接条例の中身とあまり関係がないのかもしれないが、児童厚生員は恐らく児童福祉法で定めている児童厚生施設の職員のことだと思う。その職員のことを定めているのが東京都で、東京都児童

福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例で定められているものなのかと思うわけであるが、この児童厚生員という言葉は今条例の中で名称が変わって、児童の遊びを指導する者という形なのかなど。もしここで言っている児童厚生員が例えば多摩市で言うと学童クラブに当たると思うが、東京都の条例が言う児童の遊びを指導する者であるのであれば、こういった条例をつくる時にそちらの名称のほうが正しいのではないかと思ったが、そのあたりはどのように理解しているのか。

本多人事課長　　今、委員が言われるように、児童の遊びを指導する者というのが言われているが、今手元に昨年10月に厚生労働省から発行された通知文があり、その中ではやはり児童の遊びを指導する者、以下児童厚生員という言い方をしている。だから、私どもは従来から児童厚生員という名称で職能を設けていた。大きな変更をかけるよりも、なじみのある職であるので、今も引き続き使わせていただいている。今後法律等に準じた名称に変えるタイミングとしては、平成32年度から改定年度任用職員を設置するので、そこが文言を改める機会かと考えている次第である。

きりき委員　　なかなか名称は難しいと思うが、何が適切なのかは慎重に考えながら、またそのときに改めて検討していただければと思うのでお願いします。

大くま委員　　1,018円に引き上げるということであるが、最低賃金との関係から見てもなかなか大変低い額だなと思っているが、こういった仕事を担っていただいている方なのか確認したい。

本多人事課長　　お手元に新旧対照表があるかと思う。事務員としては、各職場の主に育児休業でお休みになっている方、病気休業されている方の代替職員としての事務を担っていただいている。また、繁忙期の部署での職を担っていただいているということである。それと、軽作業とか、そういった特殊的な業務については、小・中学校の樹木の剪定などの職、あと代表的なところでは、先ほども出た児童厚生員については児童館での仕事をいただいているといったようなところである。

池田委員長　　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

池田委員長　　質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第24号議案 多摩市臨時職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

池田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際暫時休憩する。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 休憩

池田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

日程第9、第25号議案 多摩市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 本件については、本条例の第4条に定める大学等課程履修のための休業の対象となる教育施設、休業を取って履修を受けることができる大学等の根拠となっている学校教育法が平成31年4月1日付で改正され、条例第4条の2項に引用している法令の条項がずれることに伴って、その内容を反映させるための改正を行うものである。具体的には人事課長から説明をさせていただく。

本多人事課長 この条例で引用している大学等の範囲であるが、具体的には防衛大学校や水産大学校が対象になる。その引用条文がずれるということであるが、ずれた理由としては、専門職大学校が新たに加わった関係で条文がずれたというような内容である。

池田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第25号議案 多摩市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

池田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第10、第26号議案 多摩市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 本条例の改正については、女性団員の活動拡充に向けて女性団員枠として増員をするため、条例で定める消防団員の定数を212人から217人に改正するものである。

池田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 女性団員枠を5名拡大することだと思うが、現状今何名おられるのか。

城所防災安全課長 女性は現在6名おられる。

大くま委員 今5名拡大するということであるが、こういった方に入っていたかという想定はされているのか。

城所防災安全課長 なかなか申し込みがないような状況であるので、基本的には来た方皆さんに入っていたかというのがあるが、やはり幅広い年齢層の方に来ていただくと視点も広がるだろうと考えているところである。

池田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第26号議案 多摩市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

池田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第11、第27号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 災害弔慰金の支給については、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸し付けを可能とし、被災者のニーズに応じた貸し付けが実施できるよう地域の自主性や自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によって災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が行われ、平成30年6月27日に公布されたような状況である。災害弔慰金の支給においては、その保証人等の有無に関して、その利率等を市町村で定めるような形に変わってきているところである。そのような改正が行われた中で、今回条例の改正を行わせていただくものである。内容について細かくは防災安全課長から説明する。

城所防災安全課長 大きな改正点を4つほどお伝えする。新旧対照表26ページの第14条、第15条が対象になる。

まず1つ目は、貸付利率の軽減である。被災者の負担を減らすために貸付利率について現在3%と決まっているところを、3%以内という形で、それ以下で定められるようにさせていただく。

2つ目は、償還方法の拡充である。現在は年賦償還だけであるが、それに半賦償還と月賦償還を追加する。

3つ目が、今申したが保証人要件の緩和である。災害等により保証人を立てることが困難な被災者が出てくることも想定しており、今現在は保証人を立てなければならないとなっているところ、今後この条例改正で見直す形となっている。

最後は、条ずれや文言の整理、この4つが主な改正点である。

池田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

安斉委員 少し聞き漏らしたが、貸し付けの際に保証人がない場合はどのようになるのか。

城所防災安全課長 この条例が認められると施行規則で定めていくが、基本的には保証人なしの場合は無利子で、保証人がある場合は、これから定めるが、東日本大震災の例からすると1.5%を目途に考えている。

大くま委員 今、保証人のない場合は無利子で、ある場合は1.5%か。保証人の取り扱いが変わると言われたが、保証人が立てられない場合の扱いが変わるとはこのことなのか。

城所防災安全課長 濟まない、訂正させてほしい。逆であった。保証人ありの場合は無利子で、なしの場合は1.5%である。

池田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第27号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

池田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第12、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件については別紙のとおり申し出ることとしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際暫時休憩する。

午後 1時08分 休憩

(協 議 会)

池田委員長 ここで協議会に切りかえる。

それでは協議会1、シティセールス推進事業の進捗状況について、市側の説明を求める。

若林シティセールス政策監 それでは、シティセールス推進事業の進捗状況について報告する。資料としては、シティセールス推進事業の進捗状況について（平成30年度）と、（案）となっているが、平成31年度シティセールス広報の方向性についてである。

今回については、今年度のシティセールスとして何を行ってきたのかと、それから来年度に何を行う予定であるかについてご報告をさせてもらう予定である。詳細は担当課長より報告する。

尾崎広報担当課長 シティセールス推進事業の進捗状況であるが、平成30年度については常任委員会の都度ご報告させていただいているので、今年度の進捗としては、1月以降のトピックを中心にご説明させていただく。

資料の縦書きの表になっているものであるが、戦略推進関係では、8月に設置したシティセールス推進調整会議を行っていて、こちらは8月から議会月を除き毎月1回課長職で行っているが、施策の共有、補正予算の共有、あるいは平成31年度予算の考え方の共有、平成31年度以降の考え方ということで現在平成31年度の重点事業の洗い出しを行っている。

2つ目に、シティセールス事業という左側の表の真ん中になるが、こちらはいろいろこれまで取り組んできたところであるが、ここで市民ワークショップを7回にわたって行った。

池田委員長 資料が入っていない。

尾崎広報担当課長 では、データがあるほうからさせていただく。平成31年度のシティセールス広報の方向性というカラーのものをごらん願う。

その1枚目である。これは何度もお話しさせていただいているが、多摩市の認知度は高いが、理解あるいは好意が低いことから、多摩市への理解と好意を向上させることがシティセールス戦略の目標となっていて、これまでもより多くのニュースを発信することに努めてきた。

2番目のところの下の方になるが、より多くのニュースを発信することを行ってきた。平成31年度については、これを質を高めていくことにしようということで、ターゲットの関心が高いニュース、現在だと大学生の関心を引くもの、あるいはこれ以降20代30代の若い層に目を向けてもらえるようなニュースをつくり上げて発信していこうと考えている。

3番目として、そのどういった方向性を考えるかであるが、具体的にはまちを選ぶ際にどういったところに関心が高いのかを3つの方向から分析している。いわゆる3C分析というマーケティングの法則であるが、多摩市の価値の視点、多摩市の市民の視点、それから近隣自治体等の競合での視点でこれを考えていくことが重要だろうと分析している。

4-1の3C分析の多摩市視点というところであるが、これも議会でも何度も一般質問等でもお話しされているが、3つの各駅の開発再整備、それから将来の姿あるいは交通の利便性等に対して関心が高いことが読み取れることから、これらをテーマにしてニュースを発信していくことが重要であろうと考えている。

2枚目になる。今度は市民視点、市民はどのようなところに注目しているのかということで、これは世論調査から導き出したものであるが、20代30代ともに駅周辺地区の整備やニュータウン再生について非常に関心が高いことがわかっている。

4-3の3C分析、競合視点であるが、こちらについては幾つかの自治体で例えばいわゆる住みたいまちベスト10のようなあいつものから導き出して分析した結果であるが、やはり交通が便利である、買い物に便利である、まちに発展性があるというところに非常に関心が高いことが見えてきたので、5番目になるが、多摩市の魅力を形成する戦略テーマとしては、まちの開発、発展、将来性というところに価値づけ、価値を導き出して位置づけていくことが有効であろうと考えている。

6つ目になるが、平成31年度については、これまでのレギュラーの広報、戦略的な広報、これは平成30年度も行ってきた広報にプラスアルファして戦略的なテーマを発掘してターゲットの20代30代に向けた内容を有効なメディアで情報発信することをつけ加えてやっていくことが平成

31年度の方向性となる。

紙のほうに戻っていただいて、シティセールスの事業に関してであるが、これはこの春、4月から行う予定であるが、若い世代に向けて、どうやって多摩市に関心を持ってもらおうかということで、ワークショップの中でもいろいろ検討してきた。待っていてはだめだろうということで、こういった、これポップと言うが、多摩市はこういうのを募集している、あるいはフリーペーパーをつくるので参加してほしい、若者会議に出てほしい、「ただいま！多摩！」という、これは市民ワークショップで検討したものをブラッシュアップしてつくったものであるが、これを大学生に、近隣と市内の大学に張らせていただこうと思っているが、今は多摩市には住んでいなくても、いつか多摩市を思い出して住んでほしい、学生時代の懐かしい思い出がたくさん詰まったまちに成長した君が帰ってくることを待っているという意味での「ただいま！多摩！」ということで、こちらは3種類の大きさをつくらせていただいて、4月から市内に張らせていただこうと思っている。

もう一つは、丘のまちであるが、これは3月30日にまたリアルイベントの3回目を行うことにした。長谷工マンションミュージアムに伺って、長谷工マンションミュージアムは、予約すればどなたでも見学できるが、プラスアルファ実験棟あるいは研修棟、一般の方が見られないところを見せていただけるということで、そちらをインセンティブとして、広報部員になればこういったところが見学できるということで、定員8名であるが、8名を超える応募があったので、これも引き続き平成31年度も実施していくつもりである。

池田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会2番である。平成31年4月1日付組織改正について、市側の説明を求める。

藤浪企画政策部長 これより平成31年4月1日付組織改正からの説明に入る。これから案件がまだ10件ぐらいあるので、よろしければ各課ごとに一括してご説

明申し上げる形にしたいが、いかがか。50周年までの3件一括でよろしいか。

池田委員長 では、2番の平成31年4月1日付組織改正について、3番、多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、4番の多摩市市政施行50周年に向けた平成31年度事業予定についてまで、一括して市側の説明を求める。

田島企画課長 では、私ども企画課が所掌している3件をまとめてご説明させていただきます。

まず1件目、平成31年4月1日付組織改正についてという資料をごらんいただければと思う。この4月1日付で、こちらにあるような組織改正を予定している。中身的には今第五次総合計画 第3期基本計画を今策定中であるが、こちらに掲げる施策の推進体制を図っていくというところと、あとは業務の環境変化等を見据えて、効率的・効果的な執行体制をつくっていくというこの2点から今回行うものである。

具体的な内容について、部ごとに簡単にご説明をさせていただく。まず企画政策部である。企画政策部については今施設保全課については、設備保全係を置いている。今施設の整備、また今後コミュニティセンター等の大規模改修が入ってくる中で、この施設保全の特に設備保全係のほうであるが、こちらは主に電気と機械系統の2ラインあるが、今なかなか人の配置等が難しく係制で、1人の係長を置いていたが、今後こういった人的対応ができそうということで、この4月1日からは設備保全担当2ということで、主に電気と機械設備のラインの2系統に分けたいと思っている。

次のページのくらしと文化部である。くらしと文化部はご案内のとおりここでオリンピック・パラリンピックが近づいてきたので、オリンピック・パラリンピックの推進をこれから強化していくこともあり、まずオリンピック・パラリンピックとスポーツ振興、こちらもスポーツ推進計画を今つくっているところであるが、この2つを所掌する担当部長を置きたいと思っている。あわせて、オリンピック・パラリンピックについてはこれまで準備室という扱いにしてきたが、ここで実際の推進に入っていく段階になったので、オリンピック・パラリンピック推進室、また推進担当という名

称がここに入る予定である。

続いて子ども青少年部である。こちらの子育て支援課、今計画推進・保育担当2ということで係長を2ライン置いていたが、ご案内のとおりこの10月から幼児教育の無償化、また待機児童対策として企業主導型の保育園等も設置していく中で、業務がかなり複雑化、多様化してくることに対応していくために、この2ラインを3ラインにしていく予定であるので、計画推進・保育担当として今現行2ラインを3ラインにする予定である。

次は都市整備部である。こちらについては、道路交通課の整備保全担当、これまで2ラインで対応してきたが、従前は3ラインあったが、なかなかこちらも人的対応が難しく2ラインできたところであるが、ここで工事の関係と計画、用地買収の関係、また附属物の維持管理の関係、こういった業務的には大きく3つのラインが必要だということで従前から要望があったので、ここも2ラインを整備保全担当3ということで3ラインにふやす予定である。

最後が教育委員会である。教育委員会は、これまでの組織のあり方として、組織の大きくくり化、なるべく係の単位を大きくしていきたいという考え方を持っていたが、教育委員会内部でこちらについて検討していただいて、今まで教育企画係と学びあい育ちあい係という小さい係が2つあったが、ここを統一して、今後来年度からは学びあい育ちあい係を廃止して教育企画係に統合する予定である。これに伴って、この学びあい育ちあい係で所掌していた家庭教育支援に関する事業については永山公民館に移管、また学びあい育ちあい推進審議会の事務局、これは公民館と学びあい育ちあい係で所掌してきたが、こちらを教育企画係に一本化する予定である。

決まっている内容は以上である。これに、今はまだ正式な決定はされていないが、ご案内のとおりまたここで追加で補正予算を上げさせていただいているが、プレミアムつき商品券の事業を来年度から行っていきたいと考えているので、こちらのプレミアムつき商品券の担当のライン、担当課長、係長、担当といったラインを経済観光課に置きたいと考えている。こちらはまだ決定前の段階であるので、口頭でご報告をさせていただく。

続いて私どものほうの2点目であるが、次の資料、多摩市まち・ひと・

しごと創生総合戦略（平成29年度の進捗状況評価）についてということで、次の資料をごらんいただければと思う。

ご案内のとおり、こちらについては毎年検討委員会で昨年度の事業の内容を評価していただいているところである。こちらについて平成29年度の検討委員会での評価の内容がまとまったので、かわら版という形でご提供させていただいている。

1 ページ目が、人口の推移。人口ビジョンをこの総合戦略は兼ねているので、まずこちらをごらんいただければと思うが、下のほうにグラフがある。上のほうの折れ線グラフが、多摩市総合戦略の中で多摩市の目標としている将来展望人口のグラフである。下が社人研（国立社会保障・人口問題研究所）のほうで推計しているグラフになるが、社人研のグラフをこの総合戦略に掲げた事業を行っていくことで、この将来展望人口を目指していくという内容になっている。現状では、そちらの四角のほうに囲んだが、平成30年の10月1日現在の実績値、これは住民基本台帳上の人口が14万8,855人となっているので、将来展望人口、これは国勢調査の年度ごとに出しているもので、平成27年度が14万8,833人で、平成32年度、5年後が14万8,579人、これを目標として目指しているところであったが、今回実績の中でこれを上回っている14万8,855人となっているので、多摩市としてはまだ人口減少には転じておらず、微増の段階を続けていると言えるかと思っている。

見開き、次のページから、この総合戦略で掲げている基本目標を4つ置いている。その基本目標ごとの数値目標、いわゆるKPIを設定して、このKPIを中心にこの委員会の中で評価をいただいているところである。

1点目の目標が、安定した雇用を創出する、多様な就業を支える環境づくりということで、ここはKPIとしては事業所数であるとか従業員数を置いていた。こちらについては、ごらんいただいたように、これは毎年出す数字ではないが、前年度平成27年度の数字が一番直近であるが、これに対して平成29年度、こちらは平成28年度と同じ数字であるが、若干下回っている。従業員数についても若干下回っているということで、こちらの評価としては、下のほうの評価としてはCと。Cという評価は、資料

のつくりが見にくくて恐縮であるが、そのページの右上のほうに評価の基準を設けている。今回はこの総合戦略としては3年目に当たるので、最終的な目標値の60%をクリアしていると一応目標を達成していることになるが、今回この目標に対して、その達成度が60%の目標値に対して60%未満というのが評価Cになるが、こちらのほうにこの影響目標Cについては該当している。KPI上は目標をクリアできていないが、その下にあるように、特にこの分野についてはかなり企業誘致等が進んでいるので、そういったことを、ここで多摩センター地区に長谷工コーポレーションやTIS、今後KDDIといった民間企業の誘致等が図られているので、この四、五年先を見通していくと、かなりこの数字についても改善するのではないかといった期待値も込めて、こちらはCの判定をいただいているところである。

基本目標2が、新しい人の流れをつくるということで、新たな交流人口とか関係人口という言葉が最近出ているが、こういった新しい人口、また若い世代の呼び込みをしていくというところが、この基本目標2に当たる。こちらでもKPI上は滞在人口、特に休日の滞在人口、これは30歳代の人を対象に毎年5月の休日の14時時点というところで、実際の人口に比べてどのぐらいの人がこの多摩市内におられるかというところで読んでいるのがKPIの一つになっている。こちらでも平成26年度当初の当時の現状値にくらべると若干落ちてはいるが、こちらの数字は、都内近隣の自治体とも比較したが、近隣の自治体も総じて落ちていっている中で、多摩市は多摩地域の自治体の中ではいい数字を出しているところである。また、②の若い世代、子育て世代の転入数、これは主に20歳～40歳代の転入数をカウントしている。平成26年度現在4,019人に対して、平成29年度直近の数字が4,546人ということで、こちらについてはかなり伸びている。目標値は平成31年度が4,570人であるから、かなり目標値を達成しつつある状況になるので、総合的な判定としてはBをいただいている。滞在人口の中で若干下回ったが、この目標の転入数についてはかなりいい数字が出ているので、総合評価としてはBをいただいた。

基本目標3が、子育て・子育てをみんなで支えるということで、主に仕

事と子育てを両立できる地域づくりというところである。こちらもK P Iとして設定しているのが、市政世論調査の中で子育てしやすいとお答えいただいた方、特に子育て期の方の市民の割合については、平成26年度当時が67.7%に対して、これは実際に市政世論調査の中で聞いている人は当然この年度によって違うので直接的比較はしづらいが、数字としては62.8%ということはかなり下回っているので、この世論調査の結果だけを見ると評価は下がってしまうが、そちらに書いていただいたように、かなり多摩市は子育て世代に対して手厚い支援策を行っている。この下にある細かい指標の中でも、子育てひろば、地域子育て支援拠点事業とか、またファミリーサポートの会員数もかなり伸びているようなことを考慮していただいて、総合的にはBの評価をいただいたところである。

最後、基本目標4が、いつまでも安心して暮らし続けられるまちをつくるということで、これは主に健幸まちづくりを進めていくということである。こちらのK P Iとして設定しているのが、どちらかと言えばすみやすいというお答えをいただいた市民の方の割合になっていて、こちらも平成26年度の91.3%と比較すると、平成29年度は85.8%で若干下回っている。こちらも数字だけを若干下回ってはいるが、そちらの評価の中でいただいているようにスマートウェルネスシティ多摩を目指してさまざまな事業を行っている中では、こういった取り組みが市民の方の中で浸透し始めてきているというところから、また健康寿命も高い位置を維持しているし、また健康づくりの推進事業に係る参加者数の伸びもあったので、総合的にBの評価をいただいた。

以上が4つの目標ごとに評価をいただいた内容になっていて、最後のページが、主な意見と委員長からの講評をいただいているところである。特に委員長からの講評の中の一番最後に書いていただいた、この総合戦略については平成31年度までの計画になっているので、その後多摩市としてもどういった戦略を打っていくのかを来年度以降検討しなければいけない時期に差しかかっているので、これまでは主に日本全体が人口減に入っていくという中で、人口の数の面で増加を目指していくといった方針で取り組んできたが、今後については、多摩市は首都圏の特に都心に近い自治体

でもあるので、数というよりも人口の質と言うといろいろな見方があるが、そういった質にこだわったほうがよろしいのではないかといった講評もいただいているので、次期の戦略の策定については、こういったご意見も踏まえながら策定作業を来年度以降進めてまいりたいと考えている。

3つ目、企画課としての最後であるが、4件目、多摩市市政施行50周年に向けた来年度・平成31年度の事業予定ということで資料をごらんいただければと思う。

こちらについては、ご案内のとおり2021年度が50周年記念事業の実施期間になるので、これに向けて今年度基本計画を今年度末に向けてつくっているところである。来年度で2年前になるので、来年度は実施計画である。基本計画はどういったことをやっていくかという内容を今つくっていくが、実施計画は記念事業をどのようにやっていくか計画として策定したいと考えている。

具体的には、そちらの四角の中に書かせていただいている。主に記念事業については幾つかの分類に分かれるが、まず市の主催事業、市が直接行っていく事業と、それとあわせてシティセールスと絡めてPRをしていく事業が主に市が直接行う事業であるが、こちらについては、まずキャッチコピーとロゴマークをこの3月から、特にまずキャッチコピーを公募で決定し、それに合わせたロゴマークを来年度決定してまいりたいと考えている。キャッチコピーとロゴマークが決定したら、こちらを活用してPRグッズ等を検討し、試作品のようなものを来年度つくってまいりたいと考えている。また、来年度が実施計画をつくっていく段階になるので、2020年度オリンピックの年が50周年で言うとプレ事業を行っていく年になるので、こういったプレ事業、また本番の事業の中でこういったことをやっていくかを来年度決定したいと思っている。

2番目が、市民事業である。市民事業については、市民の目線でどういったことをやっていくのかを、市民が中心となって今考えていただいているところである。こちらについては多摩市文化振興財団に委託をし、多摩市文化振興財団からコーディネーター決めていただいて、コーディネーターを中心にコアメンバー会議のようなものを行って、今企画案をつくって

いるところである。こちらの企画案が今年度中に決定する予定であるので、そちらをもとに来年度以降については実行メンバーに多くの市民を巻き込みながら行っていきたいと考えているのが市民事業であるので、こういったプレ事業、プレプレ事業のようなものを、この市民事業については行ってまいりたいと考えている。そういった過程自体を大切にしていきたいと考えているので、こちらについても来年度企画案の次に企画計画のようなものをつくってまいりたいと考えている。

3つ目が、市民提案事業である。こちらは市が直接ではなく、市民の方、地域、団体、また学校、事業者といった地域の各種団体のほうで実施する企画やイベントに対して、50周年記念事業という冠をつけていく。公演をしたり、先ほど申し上げたキャッチコピー、ロゴマークを入れた記念グッズ等、PRグッズ等を使っていただきながら市民の盛り上がりを醸成していくために行っていきたいと考えているので、こちらについてもまた来年度実施計画の中で具体的な提案のあり方等を決定する予定である。

最後が、記念誌刊行事業である。こちらでも50周年の記念誌ということで、考え方としては、市史のようなものではなく、小・中学校での教育にも使ってもらえるような内容で、今編集委員会で執筆管理を行っていた。今年度は基本方針のもとに章立て、写真のデータ化、またレイアウトの変更、実際にどの方に執筆いただくかというような選定作業を行ってきたので、来年度・平成31年度については実際に執筆者の方に各テーマごとに執筆をいただき、その原稿等のチェックを行ってまいりたいと考えている。

池田委員長 市側の説明は終わった。

では、一つずつ質疑をしていきたいと思う。まず2番の平成31年4月1日付組織改正について、質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

3番の多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、質疑はあるか。

いいじま委員 基本目標1から4までC評価、B評価であるが、大体ほとんどの項目で平成27年度に比べると平成29年度のほうが数値が悪くなっている。そ

のあたりはどのように市は評価し、原因の分析をもしされていたら、どのように考えているのかお聞かせいただけたらと思う。

田島企画課長 先ほども申し上げたように、この基本目標ごとに数値目標を掲げている。これが一番大きな、いわゆるK P Iと言われている中でも一番重要視すべき目標値として掲げているところだけ、かわら版ということで出している。その下にもう少し細かい事業レベルのものも、今回資料としては出していないが、幾つかぶら下がっているところであるので、そちらも評価の中では書いていただいているが、ここで実際に出しているものだけを見ると、若干このK P Iの設定自体も難しい点があるが、特に市政世論調査等については毎回毎回実際に聞かれる市民の方の対象が違っているし、一概に年度間の比較はしづらいところもあるので、そういったK P Iの設定自体も次回についてはもう少し考えたほうがよろしいかと思っているが、この下に掲げている事業ベースの目標値の評価については、今回文章ベースでしか書いていないが、かなり目標値に近づいていたり、上回っている数値もあるので、総じた評価としてはBとかCレベルの評価をいただいているところであるので、この一番大きな数値目標だけを見ると若干前を下回っているようにも読み取られてしまうので、時期の策定に関してはもう少し工夫したいと思っている。

いいじま委員 この評価基準からすると、そのA B Cが決まってくるのだろうが、やはり「子育てがしやすい」と答える子育て期の市民の割合の方がこの2年間で5%下がっている。また、「住みやすい」「どちらかという住みやすい」と答える市民の方が、これは平成26年に比べるとであるが、やはり5%以上下がっている。となると、やはりそこはどうしてこうなったのか各担当でぜひ考えてご検討いただきたいと思います。そのことを申し上げて終わりたいと思う。

安齊委員 いいじま委員の意見と重なるが、この基本目標2の新しい人の流れをつくる～新たな交流と若い世代の呼び込み～、非常に魅力的なテーマであるが、その中で評価としてはBとされていて、若い世代、子育て世代の転入数に関しては達成率の進捗状況がよいことから、前向きにBとして評価したと。確かに数字でいくと、20代～40代の転入数が徐々に上がってき

ている、平成31年度は4,570人という目標値で、達成率は95.6%と出ているが、私もこの数値と、先ほどいいじま委員が言っていたいわゆる子育て世代との感覚のずれというか、私も気になったのが、ゼロ歳児が減っているようなこともあったりしているので、そのあたりの乖離というか、先ほどのポスターも斬新というか魅力的であるが、そういうところをどのようにお考えなのか気になったのでお尋ねしたいと思う。

田島企画課長　今ご指摘いただいたように、基本目標の例えば②の指標などについては、若い世代、子育て世代の転入数については、見ていただいたようにかなりふえてきている。平成26年度以降、そちらに全部は載せていないが、平成26年度が4,019人、平成27年度が4,599人、平成28年度は4,374人と若干減ったが、また平成29年度は4,546人と確実にふえてきているところであるので、この世代について総じて言えるのは、転入については転出よりも上回っているとは言えるかという部分がある。この後ろには転出もあるが、基本的には転入のほうが多い状況にはあるかと思っている。ただ、実際の世代自体が、日本全体でも言えるが、この人口ピラミッドの中でも一番人口が減ってきているところにちょうど差しかかっている年代でもあるので、全体の総数についてもかなり少ない状況にあるので、こちらについては、先ほど指摘いただいたゼロ歳児の人口の数も減っているといったところで、もう少し細かい分析はご指摘のとおり必要かと思っている。

池田委員長　ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

そして最後、多摩市市政施行50周年に向けた平成31年度事業予定について、質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会案件5、公共施設使用料の改定について、続いて6番の多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正について、7番の公民連携によるAI-OCRとRPA

の実証実験、一括して市側の説明を求める。

小柳行政管理課長 まず5番目の公共施設使用料の改定についてである。資料を1枚おめくりいただいて、資料1をごらんいただければと思う。

下のところにスケジュールを書かせていただいているが、公共施設使用料の改定については9月に概要をご報告させていただき、12月の常任委員会の際には改定案をご報告させていただいたところである。その後各施設の審議会、利用者懇談会等で改定案をご説明し、意見をいただいたところである。今回は最終案をご報告するものである。各施設の審議会や懇談会で料金の改定での算出の仕方にご質問いただいたことはあったが、基本方針や基本ルールのところをご説明し、ご納得・ご理解いただいているところである。前回12月議会のときにご説明をした内容からの変更点が見つかるので、そこをご報告させていただければと思う。

また、資料を2枚めくっていただくと、資料2-1という表がある。こちらについては、体育施設以外の料金改定案を比較できるような形でお示ししたものであるが、下のところに小さな数字でページ数を書いているが、10ページをごらんいただければと思う。10ページの一番下に、公園内施設というところがある。そここのところのみどりの家の壺の土間というところが、前回ご説明した改定案で、現状で利用率が非常に低いところがあるものであるから、基本ルールに乗っ取らずに消費税のアップ分だけを確認するような内容でやっているものであるが、さらに利用率を上げるために、下のところに括弧書きで書かせていただいたが、壺の土間については、今回の料金改定に合わせて施設内での食事利用を可能とするような取り組みを試行実施していこうと、そういった形で利用率を上げていこうという取り組みを、今回柔軟な利用承認というところで取り組ませていただきたいと思っている。

次、12ページをごらんいただければと思うが、12ページの一番上が文化財施設になっている。こちらは旧多摩聖蹟記念館と富澤家、加藤家である。こちらについても、消費税のアップ分のみの改定を行うこととしているが、その下に表を新たに追加させていただいたが、柔軟な料金設定と利用承認の柔軟な導入を今回の利用料の改定に合わせて行おうと思っている

て、具体的には予約の開始がこれまでは2カ月前の初日だったのを、6カ月前から承認するような形にし、さらに6カ月前から2カ月前のところでは早期割引ということで通常の料金よりも25%安くなるような制度を導入、さらに利用日の6日前から4日前までについては半額になるような直前割引制度を導入して、利用率を上げていくような取り組みを導入させていただきたいと思っているところである。

また資料をめくっていただくと、19ページの次が、資料2-2となる。こちらについては体育施設の改定案をお示ししたものであるが、こちらの10ページまで飛んでいただければと思う。10ページに総合体育館の新旧対照表を載せさせていただいている。青い網かけをしている部分が前回改定するときの変更点であるが、第2スポーツホールの大きさが第1スポーツホールのちょうど半分なので、第1スポーツホールの2分の1のところと料金を合わせることで前回できていなかったのもので、そちらの整合を図るために網掛け部分に変更になっているところである。

さらに2枚おめくりいただいて、14ページである。14ページのところについては、今回から料金を徴収する武道館の師範室のところに青い網かけをかけさせていただいているが、夜間の部分の料金の設定ミスで330円に変更させていただくとともに、全体の合計額である全日のところも料金を見直しさせていただいているところである。

こちらの4カ所が、前回12月のときにご説明をしたときと変更している点である。柔軟な料金設定、利用承認などを導入させていただき、施設をより多く便利に使っていただけるような取り組みを推進していきたいと考えているところである。

最初の資料1の2ページ目に戻っていただきたいが、先ほどごらんいただいたスケジュールというところで、今後4月から教育委員会と最終案を決定させていただき、6月には市議会に条例改正案をお示ししたいと思っている。

次のページをごらんいただければと思うが、総務常任委員会については対象となる施設、条例ともないが、そのほかの常任委員会にはそれぞれ、健康福祉常任委員会は1本、生活環境常任委員会は6本、子ども教育常任

委員会は8本の条例改正案を6月にお示しし、上程させていただきたいと思っているので、よろしく願います。こちらが5番目の案件である。

続いて6番目の案件、多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正についてである。こちらはいわゆる番号法の規定に伴う主務省令が見直しをされたところである。資料の1番のところに書かせていただいているが、主務省令が2月5日に改定されたが、その内容が非常に多岐にわたっており、全部で29条に及ぶ内容になっている。今行政管理課と各所管課で、多摩市の番号利用条例の改正にどのようにつながるかを調査させていただいている段階であるが、恐らくの改正内容を資料下の2の①と②という2パターンに分けてご説明をさせていただきたいと思うが、①のパターンというのが、主務省令に情報連携できる業務ということで追記されたことによって本市の条例で規定する必要がなくなることから削除する内容というところが①のパターンである。その下の表に入院助産から4つ事務名を書かせていただいているが、こういったものが当市の条例から削除されるという内容になる。逆に、主務省令のほうの記載が削除されたために、当市の条例に追記する必要があるのではないかとこのところが、現行まだ見つかっていないが、ここを今所管課と確認させていただいているところである。これを6月議会のときには条例改正の形で上程させていただきたいと思っているので、本日はその事前のご報告である。

続いて7番目の案件である。公民連携によるAI-OCRとRPAの実証実験というところである。こちらについては、最新のICT技術の活用というところで市民サービスの向上につなげる取り組みをさせていただきたいと思っているが、どのような形で導入するのが最善であるかというところをまずは実証実験という形でやらせていただきたいと思っている。

ご存じかもしれないが、資料の一番下のところにRPAの説明を書かせていただいているが、同一のパソコンの中にある複数のソフトウェアを連携させるようなプログラムが、そのRPAであり、今まで職員がやっていたような集計作業、そういった定型的な単純作業のようなものをロボットに覚えてもらって、例えば夜でも処理を継続できるようなソフトとなって

いる。

次のページをごらんいただければと思うが、A I－O C Rというのは、A Iを活用して、今までのO C Rは定型の様式に対して印字された文字や手書き文字を読めるものが今既に実用化されているO C Rであるが、今回パートナー企業として立候補いただいているインテックがお持ちなのは、その表の右上の部分を網かけさせていただいているが、非定型の様式から必要な項目をA Iが判断し抽出してくるというような技術である。

3番のところに記載させていただいているが、先ほど申し上げたR P A単体でやるパターンと、R P Aと従来方のO C Rでやるとパターンと、そのR P AとA I－O C Rの組み合わせという、この3つのパターンで実証実験をし、最善の手法で今後導入を進めていきたいと思っている。インテックが多摩センターの長谷工コーポレーションの北側のところにあるP I Sのビルに進出いただいているが、その縁で今回パートナー企業として立候補いただいたというところがあるので、そういった市内企業の発展にも結びつけられればと、多摩市の中で単純作業等を自動化する実験に取り組んでいきたいと思っている。

2月28日に3者で協定を結ばせていただいて、7月までの間に実証実験をし、その後の本格導入につなげていきたいと思っているところである。3月4日にプレスリリースもさせていただいたが、前後する形で恐縮であるが、事後報告のような形になったが、ご報告をさせていただくものである。

池田委員長 市側の説明は終わった。まず公共施設使用料の改定について質疑はあるか。

きりき委員 みどりの家のところで、施設内での食事利用可能とする取り組みという話があったが、もう少し具体的にお願ひする。

小柳行政管理課長 現在みどりの家の壱の土間という大きな体育館のような建物で、土間のように土でできている地面であるが、あの中での飲食は今お断りしている状況があり、例えばラジオ体操をやったりというようなご利用に今とどまっているところがある。それを、試行的実施ではあるが、一定食事も可にするというところで、今までご利用いただいていないような方にも、団

体にも利用の可能性を広げることで利用率の上昇を狙いたいというところである。

きりき委員 鶴牧西公園のところである。あそこの壺の土間はガラス等があったりして中でボール等でも遊べない、なかなか使い勝手が悪いという話はいろいろ聞いているが、もう一つ、あそこの前のところでバーベキューができるようになっていると思うが、雨が降ったときにその代替案がないというところで、あの壺の土間を使えないかという話を何度か聞いたことがあるが、そのあたりでそういったこともお考えなのかどうか教えてもらいたい。

小柳行政管理課長 所管課と調整をさせていただきながらというところであるが、検討を進めさせていただいて、より柔軟な利用承認を工夫していきたいと思っている。

きりき委員 建物の屋内で火を使うのはなかなか難しいとは思いますが、天気がわからない中で人を集めてというのを地域でもいろいろとやろうとして、ただ雨が降ったらどうしようというのも当然考えながら行っているので、そういった雨が降ったときにどうするかという視点も含めて柔軟な対応をお願いできればと思う。よろしく願います。

大くま委員 次のページの旧富澤家開放というところで、柔軟な料金設定、利用承認の導入ということでは言われたが、これはどういった施設に対してこういうことを行っていくという基準になっているのか。

小柳行政管理課長 料金の改定の根拠としている基本方針があるが、その中で柔軟な利用承認や料金設定について検討を進めていくようにということで使用料等審議会からもいただいているところである。今回やらせていただきたいところは、旧多摩聖蹟記念館と古民家富澤家・加藤家のみではあるが、他の施設についても、利用率がなかなか伸びないようなものについてはこういった検討が可能な制度にはなっている。

大くま委員 利用率アップを図るためにそういったものを導入するというので今回こういった3つの施設が対象になったということなのか。

小柳行政管理課長 今回のこの3つについては、基本方針に定める基本ルールだと、もっと高額な料金改定になるところがある。これを消費税のみのアップにさせていただいたのは、なかなか利用率が伸びないからというところも理由の

一つである。料金以外の工夫も当然やっていくことが必要かと思うが、工夫しても今までなかなか伸びてきていないというところがあるので、今回このような形で料金の改定案に反映させていただくように検討したところである。

池田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正について、質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、公民連携によるA I - O C RとR P Aの実証実験について、質疑はあるか。

大くま委員 今回実証実験でこういった新しい手法を導入するということであるが、市の事務はいずれもそうであるが間違いが許されないものになるが、実証実験で今回やってみる中で、チェック体制はどういう形になるのか。

小柳行政管理課長 今までも例えば手で作業をしたとしても、作業が終わった後は、例えば読み合わせや確認をしていたわけであるが、作業の部分を機械にさせていくというところであるので、その後の確認は職員で行うことになろうかと思う。

池田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、次、協議会8番、東永山小学校跡地と旧多摩ニュータウン事業本部用地の土地交換について。

佐藤施設政策担当部長 よろしければ、同じ行政管理課であるが、施設関係の案件8、9、10とあわせて資産活用担当・松田課長からご説明をさせていただければと思う。

池田委員長 承知した。では、その後の9番の学校跡地施設についてと10番の旧八ヶ岳フレンドリーふじみの貸付状況等について、一括して市側の説明を求

める。

松田資産活用担当課長 それでは、8番目、東永山小学校跡地と旧多摩ニュータウン事業本部用地の土地交換についてである。本件については、3月6日の補正予算審議の中でご説明をさせていただき、また質疑応答もいただき、また土地交換に関する差金の債務負担行為もお認めいただいているところであるので、説明については、1ページから5ページまで割愛をさせていただいてもよろしいか。

池田委員長 はい、承知した。

松田資産活用担当課長 それでは、6ページをごらん願う。今後の流れについてである。3月6日に補正予算審議で交換差金1億8,027万2,000円の債務負担行為をお認めいただいているところである。3月7日以降UR都市機構と土地交換仮契約締結であるが、先週金曜日15日付で仮契約を締結している。最終日3月28日の議会最終日に財産の交換に関する議案を審議させていただく。お認めいただいたら、翌日3月29日に土地交換の本契約締結というような予定である。その後、2年半後になるが、2021年9月に東永山小学校跡地と旧多摩ニュータウン事業本部用地の土地交換を実施したいと考えているところである。

なお、多摩市と学校法人日本医科大学とは、この土地交換が成立したら本格的な平成23年に結んだ確認書の見直しについて協議を進めていくところである。8番目については以上である。

9番目の学校跡地施設についてである。4件あり、1件目、旧西永山中学校跡地については、東京都による建築工事を今実施している。入居の時期がことしの2019年秋の見通しとなっている。

2件目、旧中諏訪小学校跡地（グラウンド）の部分である。本体建築工事は今年度中に準備が整い次第着手すると伺っている。完了は2021年度の見込みである。

3件目、旧西愛宕小学校跡地についてである。校舎・体育館等の解体工事は完了し、東京都への用地の売り払いに関する議案を今議会に上程し、3月6日、こちらもお認めいただいている。これを受けて3月11日に東京都と売買契約を締結している。また、東京都による本体建築工事につい

ては、平成30年度から2019年度にかけて順次、東京都が工事会社と契約し、実施していくような予定である。

4件目、旧北貝取小学校跡地。平成31年2月に旧北貝取小学校跡地活用基本方針を決定していて、今3月7日からパブリックコメントを実施中である。今後の予定等については、くらしと文化部から子ども教育常任委員会協議会の中で説明をさせていただく予定である。

10件目、旧八ヶ岳フレンドリーふじみの貸付状況についてである。八ヶ岳フレンドリーふじみについては、平成30年3月末で運営を終了した。その後の活用については、平成30第4回市議会・12月議会の中で議決を受けて、富士見高原リゾート株式会社と平成31年4月1日から9年間の建物等賃貸借契約を締結している。このたび1棟貸切型宿泊施設として営業を開始するので報告をさせていただく。

4月からの運営については、富士見高原リゾート株式会社がジュネスイアネックス（セミナーハウス八ヶ岳）という施設で運営をしていく。特徴としては、個人個人にお貸しするのではなく、30名～50名のグループ、団体向け1棟貸切型宿泊施設にすると伺っている。この中で地域のサークル活動、スポーツ合宿といったものに活用いただくというようなところである。客室等については、フレンドリーふじみのときと変わってはいない。

(2) 営業概要等であるが、1泊2食付、夕食のグレードにつき3段階の料金設定で7,500円から9,500円と伺っている。予約については、あさって3月20日から受け付けを開始し、4月1日から営業をすると伺っている。問い合わせ等については、直接富士見高原リゾート株式会社にお問い合わせいただければと思う。

池田委員長 市側の説明は終わった。8番の東永山小学校跡地と旧多摩ニュータウン事業本部用地の土地交換について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。

9番の学校跡地施設について質疑はあるか。

大くま委員 この資料については、今動きがあるものについて並べていただいたのだと思うが、まだまだどういう活用をしていくのか、市としては方針を示し

ていない部分もあるかと思うが、そういったものもわかる形にさせていただきたいということと、ぜひきちんと市民の方と協議しながら進めていただきたいということを申し上げておく。

松田資産活用担当課長 学校跡地の活用方針等については、公共施設の見直し方針と行動プログラムの中で、例えばここには載っていない旧豊ヶ丘中学校跡地や南永山小学校跡地等について方向性を示させていただいている。議会には毎回こういった形でご報告をさせていただいているが、特に大きなところをご報告させていただいているところであるが、ご意見として承らせていただいて、いずれにしても、わかりやすい形で情報提供、情報共有は進めさせていただきたいと考えている。

池田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。

旧八ヶ岳フレンドリーふじみの貸付状況等について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。この3件についてはこれで終わる。

次、11番、多摩市基金の見直し方針の改定について、市側の説明を求める。

磯貝財政課長 それでは、多摩市の基金の見直し方針の改定についてご報告させていただく。こちらの基金の見直しについては、ちょうど3年前、平成28年3月に今後3年間の目標額、また使い道等を示させていただいたが、3年がたち、新年度・平成31年度から改めて3年分の基金の活用あるいは目標額等について定めたものである。

1ページ目の下段のところに「まとめ」と書いてあるが、今回の見直しに当たっては、基本的な考え方、組み替えや枠組み等については特に修正していない。活用であったり、目標額の時点修正と、あと今後3年間を定めさせていただいている。それと、前回もあったが、ちょうど⑤のところまで安全かつ有利な基金の運用について検討と現在になっていた。今回も引き続き検討を行うこととなっているが、後ほど会計課長から運用についてはご説明をさせていただくが、この3年間検討してきた結果、運用について

も見直しをさせていただいている。

次のページの表をごらんいただければと思う。各基金の具体的な活用方針等となっているが、今回大きく変わったところが、表の「目標額など」と書いてあるところをごらんいただければと思うが、今回変わったところでは、まず都市計画基金のところ、目標額を設定しないということでは前回と特に変わってはいないが、その後の使い道のところで事業認可の取得に向けた取り組みを行うことで積極的な基金の活用を検討すると。ここはさらに活用させていただいて一般財源の負担を少しでも軽くしようというところである。

次の緑化基金であるが、こちらについても3年後、2021年度末の残高として10億円を確保するという、今現在12億円ほどあるが、こちらについても今後3年間使っていく方向でということである。

その次、下段の公共建築物等整備保全基金についても、2021年度末残高として20億円程度の残高を確保するというふうにさせていただいている。こちらの基金についても、今年度末で40数億円あるが、ちょうどこの3年間大型の公共施設の改修等が控えている中では、この基金についてもこの3年間使っていく方向でということで、このような記載をさせていただいている。

あと大きく違うのが、昨年ちょうど3月の議会の中でもご指摘をいただいた積み立ての考え方のところ、どの基金にどのように積んでいくのかというところである。今回それを目標額などのところに入れさせていただいている。「優先的に積み立てる」という文言が入っているのが庁舎の増改築基金と、あと公共建築物等整備保全基金については、庁舎については10年後になるが、改築が控えている中ではできるだけこちらのほうには優先的に積んでいこうというのと、あと公共施設の大規模改修が控えている中で、その基金を積んでいこうということで、この2つを優先的に積むこととさせていただいた。もちろん、それぞれの基金の残高確保を図った上で、余った部分をこの2つの基金に優先的に積み立てをさせていただきたいと考えている。

池田委員長

多摩市基金の見直し方針の改定について、質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、12番の多摩市公金の運用方法の見直しについて、市側の説明を求める。

横堀会計管理者 それでは、多摩市公金の運用方法の見直しについて説明をさせていただきます。

まず見直しの目的、経緯といったところでは、日本銀行の大規模金融緩和策の影響から、超低金利状況が続いている。それにより市の基金運用益も減少が続いている。安全性を担保しつつより効果的な運用を実現し、運用益の増加を図ることを課題として市の公金運用管理委員会において運用方法の見直しを検討し、この1月より新たな運用を開始したところである。

見直しの内容として、大きく3つある。運用対象商品の追加、運用期間の拡大、また包括的運用の開始で、まずこれまで運用対象商品としては、預金のほかに債権だと国債、地方債、政府保証債に限定していたが、現状の定期預金だと金利が0.01%ほど、債券も10年満期の国債であっても金利がなかなかつかないといったような状況である。そういったことから、利率が期待でき、かつ信用力の高い債券、財投機関債等についてメニューに加え、運用期間についても、上限が今まで5年間であったのを20年とした。また、これまで基金ごとに個別の運用を行っていたが、スケールメリットを生かしてより長期での運用を可能とするために、貸付基金を除く基金全体での包括的運用を行う。

この包括的運用で得た運用益の配分方法については、財政調整基金が代表して受け入れをし、年に1回当該年度の4月1日時点の基金残高の割合で案分し、各基金に振替ることとした。いずれにしても、現状基金全体だと190億円ほどになるが、そのうち過去の実績と今後の基金需要を見込んだ中では60億円ほどは長期運用に回せると考えている。これら新たな運用方法により計画的段階的に運用していくことで基金を少しでも有効に活用できるよう努めてまいりたいと考えている。

池田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、13番の本庁舎給排水衛生設備等改修工事の進捗状況について及び14番、多摩市公契約条例に係る審議の状況等について、15番、「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について」及び「多摩市工事契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)」市の対応について及び16番の多摩市における障がい者優先調達推進の平成31年度「調達方針」等について、一括して市側の説明を求める。

鈴木総務契約課長 それでは、順にご説明申し上げます。

まず13番の本庁舎給排水衛生設備等改修工事の進捗状況について、資料をごらんいただきながら聞いていただければと思う。

まず2月末時点での工事の状況であるが、昨年10月から改修工事を行ってきたA棟1階の一般のトイレ、あるいはだれでもトイレ、こちらは1月下旬に工事及び検査が完了して、既に利用を開始している。今回の改修によって特に1階部分、結露もひどかったものであるから、トイレ内にパネルヒーター及び遠赤外線ヒーターを設置して防寒対策もあわせて行わせていただいた。それから、給水関係であるが、受水槽と給水ポンプへの切りかえ作業が完了いたしましたので、屋上に設置していた高置水槽を撤去させていただきました。各階で水の出がかなり改善されたと伺っている。あとB棟の各階の一般トイレ、給湯室は、現在最終段階であるが、衛生器具等を撤去して配管の新設、それからバリアフリーということで床のスロープ設置等による内装工事を実施しているところである。

3月以降の工事であるが、今月は議会開会中であるので、議会があるときには音の出る工事を避ける形で土日あるいは夜間等を活用して工事を進めている。今月末を予定としているが、3月末と書いてあるが、一応今週の金曜日にはB棟側のトイレのほうも工事が完了する予定である。早ければ金曜日に検査、遅くとも週明けには検査を行うので、今月中にB棟側もトイレの使用が可能になる。給湯室は先立って先週から既に使えるようになっている。

4月以降の工事であるが、本庁舎の後外構、外側の既設の排水管、水を下水のほうに流していく管については、今後高圧洗浄を行いまして、既設の排水管をそのまま使用する予定である。掘り起こしたりはしない予定である。5月末の工期末に向けて工事完了の書類、それから、竣工図面とうの賛成を行って検査を実施する。すべてが終わった後東側の芝生広場に設置している現場事務所を解体・搬出する予定である。

引き続き工事情報等については、公式ホームページを通じて来庁者にもご案内をさせていただく予定である。

それでは、続けてご説明申し上げます。14番の多摩市公契約条例に係る審議の状況等についてである。こちら、資料をごらんいただければ、前回12月議会までで、第4回までご報告をさせていただいていた。年が明けて1月31日に第5回公契約審議会を開催した。第5回の公契約審議会の中では答申書その2ということで、今後の課題等について総括をいただいたところである。

資料の2以下、表組みになっているが、課題として、労務台帳の改善について。こちらについては、公契約条例に基づく契約をした受託者のほうから労務台帳を提出していただくわけであるから、こちらが煩雑ではないかという危険は当初からあったが、やはりこれがなくなってしまうと労務報酬下限額の支払いの確認ができなくなるということも含めて、引き続き簡素化に努めながら経過を見ていくということである。

裏面であるが、課題の2ということで、労務報酬下限額の考え方については、工事業務、それから委託指定管理等々それぞれの区分に応じて審議会の中で議論をいただいている。こちらについても、情勢、社会の動向、賃金動向といったものを見ながら引き続き検討を進めるということであった。

それから、課題3、公契約条例の適用労働者の範囲。こちらについては、予算決算特別委員会の中でもご質疑いただいたが、60歳の適用労働者については現在労働市場の過渡期というのか、我々公務職場も間もなく65歳定年に切りかわっていくということの中で、公契約条例の適用についても引き続き議論が必要ということだった。

それから、課題4、最低制限価格等の設定範囲と労務報酬下限額との関連について、こちらは公契約審議会の中で経過を観察いただいている。引き続き落札率と労務報酬下限額の関係を観察していくということで委員会で一致した意見をいただいたところである。

最後に、課題5であるが、公契約条例の周知について。本年度も予算をいただいてポスターを増刷させていただいている。該当現場に限らずさまざまな市民の目に届くところに掲出することで多摩市が公契約条例を制定し、また施行しているのだということを発信していければと考えている。

15番である。「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について」及び「多摩市工事契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）」市の対応についてである。こちら資料をまた時間があるときに熟読いただければ詳細もわかっていたかと思うが、つまんで説明をさせていただく。

趣旨としては、こちらの資料にあるとおり平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価が決定・公表された。平成30年3月から適用する昨年のこの労務単価と比べると全国平均で3.3%、被災3県、岩手県、宮城県、福島県の平均では3.6%の上昇、私ども東京都下においても平均で約3.1%の上昇となっている。これらを受けて本市としては、新労務単価の早期適用として平成31年3月1日以降の工事に係る発注から新労務単価を反映した積算とし、予定価格を適正に定めさせていただく予定である。また、昨年と同様、特例措置に合わせてインフレスライド条項も適用していくものである。

大きな2番である。新労務単価・新技術者単価の特例措置及びインフレスライド条項適用の内容ということで、こちらに詳しくしたためさせていただいている。

まずアが新労務単価・新技術者単価の特例措置である。こちらについては、それぞれのパラグラフの最後の後半、新労務単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更協議を請求することができる。要は事業者から技術者単価あるいは労務単価を変更するための請求をすることができるということで、今後市のほうから該当する契約については事業者宛てに変

更する必要があるれば協議をしてほしいという通知を該当事業者すべてに送る。やりたいということで協議があったものについては審査をさせていただいた上で必要な手続きをしていくという形になる。

裏面のイではインフレスライド条項の適用を同様に書かせていただいている。

ウで全体スライド条項の適用ということ。

今後の進め方で、3番であるが、契約議決案件のものについては、今ほどざっとご説明した流れの中で、変更契約するものについては平成31年第2回多摩市定例会にて議案として提出する予定で進めさせていただく。こちらがインフレスライド条項等々の説明である。

最後に、16番、多摩市における障がい者優先調達推進の平成31年度「調達方針」等について、こちら資料に基づいてご説明を申し上げます。こちらについては、3月5日開催の経営会議において方針を決定したので、概要をご報告申し上げます。

国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づいて多摩市でも取り組んでいるものである。

資料の表面の下の方、下から2つ目の四角、平成31年度の調達方針をごらん願う。多摩市は、単に物品の購入や事業委託、役務の提供にとどまらず、ともにまちづくりを進める協働の取り組みの一員として優先調達を進めていく。多摩市は障がい者就労施設等から提供可能な業務等や市各部署が希望する業務内容等の情報提供とともに、互いの特性を生かした優先調達を適用部署が推進するという事で、主な推進部署は障がい者等々の福祉策を担当する障害福祉課、それから契約を所管している私ども総務契約課で庁内全体を推進していく体制である。

裏面をごらん願う。目標として、表になっているが、物品、記念品や業務用品といったものについては、予算時点での目標として4案件を目標としている。役務・業務委託については6案件を目途に随意契約でやっていくということで内部で合意形成をしているものである。結果的に決算の段階ではさらに件数が膨らむので、平成29年度あるいは今年度もプラスアルファでご報告ができると考えている。

優先調達を推進するための主な取り組みということで、2ページ目の中段であるが、今回から（5）として工事発注での評価基準に工事案件についての総合評価落札方式による条件つき一般競争入札の評価項目に障害者雇用促進法第43条第1項の規定から事業者を評価し加算する制度を設けているということで、追加をさせていただいたところである。

以下、物品等の調達の推進方法、それから今後の検討事項であるが、いずれにしても、福祉部門、それから総務部門が中心になって庁内優先調達が進むようにということで牽引していく考えである。

池田委員長 市側の説明は終わった。それでは、まず13番の本庁舎排水衛生設備等改修工事の進捗状況について質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

14番、多摩市公契約条例に係る審議の状況等について質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、15番の「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について」及び「多摩市工事契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）」市の対応について質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

16番、多摩市における障がい者優先調達推進の平成31年度「調達方針」等について質疑はあるか。

大くま委員 資料の2ページ目、優先調達を推進するための主な取組みの（1）収益の場の提供ということであるが、これまでも障がい者団体の皆さんのイベントの出店などになかなか負担があるというようなことも言われてきたし、そこをどうにかしてほしいというような声を議会として受けてきたところであるが、この場合の場の提供や支援を行っていくというところは、それを確保していくということなのか。

鈴木総務契約課長 基本的には現在この多摩市役所であれば1階の売店がここに該当する

わけであるが、こちらの（１）にあるように、固定的な出店のみならずイベント等さまざまな場面で支援を行っていくということで、障害福祉課が中心になるかと思うが、私ども総務契約課もあわせて庁内でイベント等の案内があったときには、こういうところがこういうことをできるのだということで情報共有を進めていくという形で支援に取り組んでいく。

大くま委員 情報の提供という範囲にとどまるのか、具体的に例えば出店料に対する補助なども検討されているのか。

鈴木総務契約課長 特別出店料への補助等は、取り組みとしては具体化していなかった記憶である。あとは、福祉部門の中でまた検討をさらに進めていく部分もあるのかなど。総務の側からすると全体調整、それから私ども契約といったところの中では特に物品の調達の部分では働きかけを強めていきたいと考えている。

池田委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、１７番、会計年度任用職員制度の概要について、市側の説明を求める。

本多人事課長 それでは、資料をごらん願う。まず１ページ目である。この会計年度任用職員制度の導入の趣旨である。今回地方公務員法、地方自治法の改正があった。この関係で一般職に該当する会計年度任用職員を新たに創設する。これを創設することによって任用を含む規律の整備を図るとともに、特別職の非常勤職員、多摩市で言うところの嘱託職員である。それと臨時的任用職員、これは多摩市で言うところの臨時職員の任用要件の厳格化を行って、あわせて会計年度任用職員制度への必要な移行を図ることが大きな目的である。また、あわせて、多摩市にある一般職非常勤職員、非常勤一般職という言い方を多摩市はしているが、こちらをあわせて会計年度任用職員に移行するということである。あわせて処遇の改善ということで、期末手当の支給も可能となるというような制度の改正があったので、多摩市もこれを導入していくということである。

では、これは何が課題なのかというのがその下にあり、大きく２つある。

まず1つ目が、任用上の主な課題ということで、一つ目は多くの自治体で嘱託職員という制度を入れている。身分としては非常勤の特別職という位置づけになろうかと思う。この非常勤特別職というような職の性格にもかかわらず、労働者性の高い働き方というのが我々この職場では雇用の大部分を占めているということである。それともう一つが、非常勤特別職である嘱託職員には特別職であるので、地方公務員法の網がかからないということで守秘義務や政治行為の制限など公共の利益保持に必要な諸制約が課せられないという問題点がある。

2つ目が、処遇上の課題である。労働者が高いにもかかわらず、非常勤特別職という任用の仕方をしているので手当の支給ができないという課題があった。

これらの課題を是正するために会計年度任用職員を入れるわけであるが、多摩市としては、その移行に伴って、今ある嘱託職員の職、それと非常勤一般職、臨時職員、この3職種を会計年度任用職員に移行するわけであるが、その矢印の下の囲みのところをごらん願う。多摩市としては、2つの職の設置を考えていて、まず1つ目が、左側の囲みである。専門スタッフということで学識や資格などにに基づき専門的な業務に従事する職で、職種としては、再雇用職員、各種相談員、支援員などの職がこちらに該当する。

また、もう一つ補助スタッフであるが、こちらについては事務補助や軽作業に従事する方であり、事務補助員や保育補助員、また図書館補助奉仕員などの職種の移行を考えている。

次のページをごらん願う。3番の検討状況である。現在東京都や他市の状況を踏まえながら会計年度任用職員についての新たな報酬や勤務条件の検討をしている。検討する上での基本的な考え方としては、非常勤職員の処遇改善を踏まえて、新たな手当として期末手当の支給、また現在ある休暇制度も、こちらの3職種を1つにするということであるので、どこに標準を合わせるかというようなことでの改善を今実施しているところである。

4番、今後のスケジュールであるが、次の6月議会で必要な条例案を上程させていただきたいと考えている。新たな制度のスタートであるが、平成32年4月からであるので、来年度の途中で必要な公募の開始、採用試

験などを行っていく考えである。

池田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

安斉委員 1点押さえておきたいが、確かに手当がついたり、いわゆる守秘義務と
いったことについてもこれからは課せられることなのだろうと思うが、か
とって、これが雇用をし続けるというような感じではなくて、やはり1年
ごとの更新になっていくという、そのあたりを確認していきたいと思うが、
いかがか。

本多人事課長 新たな会計年度任用職員については、1年ごとの雇用となっているので、
4回更新を行えるような仕組みを今入れていこうと考えている。任用は
1年となる。4回更新であるから、最長で5年間となる。

安斉委員 これはいわゆる非正規職員の方たちの働き方が大きく変わる問題だと思
うが、それぞれ組合などにも説明はされているかと思うが、そのあたりにつ
いてどういう不安が出されているのかを伺いたいと思う。

本多人事課長 やはり今働いておられる方については、1年ごとの身分の更新となるの
で、そこの継続雇用といった点が今大きな課題となっている。やはり現場
としても、今働いている方に引き続き業務を行っていただくことが業務運
営をスムーズにいかせるようなことだと考えているので、その辺はどうし
たらうまく今いる方を雇用し続けることができるかといったところを今組
合とも協議を行っているところである。

安斉委員 そのあたりは実際難しいのではないかというのが私今回のこの問題だと
思うが、そういう対策というか、考えというか、結果的には組合ともよく
話し合っていたらいいと思うわけであるが、今改善策が見つかるのか、
私は疑問に思うわけである。

大くま委員 今4回更新ということがあったが、この4回更新というのは、多摩市で
規定するのか、国の法律で4回となっているのか。

本多人事課長 これは多摩市で独自にと考えている。

大くま委員 そうすると、民間であれば5年間働くこと次の契約更新の際に無期雇用転
換も考えられるわけであるが、その直前での雇いどめが社会的な問題にも
なっている中で、そういったことについての市としての認識を確認したい。

本多人事課長 確かに5年ごとに試験がまたあることになると本人たちも不安になるう

かと思う。そうしたところをどうしたらご本人の意向と職場の意向がうまくWin-Winになるのかといったところを今まさに協議しているところであり、よりよい制度の構築をしていきたいと捉えている。

大くま委員 本当に今おられる方々に大きくかかわる問題であるので、きちんと合意を形成していただいて、誰も泣きを見ないような形にしていきたいと思う。

いいじま委員 この中で労働者性のある働き方、それから労働者性が高いにもかかわらずとあるが、労働者性というのはどういう意味で使われているのか。

本多人事課長 そもそも非常勤特別職の職がかなり限定されている。制度の中では資格を有する職がこの非常勤特別職という職を想定しているわけであるが、例えば今国で想定している非常勤特別職が民生委員といった方々、またもっと大きなくくりで言うと専門的な知識、経験、またはその経験に基づく事務を行うこととか、あとは調査、診断を行う職ということで、多摩市で言うと学校の歯科医や専門医という方が該当してくるが、実際は出張所の事務を行っている方がその非常勤特別職として雇用されているということで、そういった意味での労働者性が高い職ということである。

渡邊総務部長 逆に言えば専門職性が高かった。

いいじま委員 単純に一般的な見方として非常勤職員の方の嘱託、契約的にはどういう契約になるのか。雇用契約なのか。特別職非常勤職員の方というのは。

本多人事課長 1年ごとの任期を定めた職であり、雇用契約を結ぶ形になる。

いいじま委員 雇用契約ということは、一応一般的には労働者ということになるのか。そういうことは、労働者なのか。労働者性のある働き方、そういう方も労働者である。ここで言う労働者性というのは、専門職性の高い方のことを指すという意味か。

本多人事課長 今後の新たな非常勤特別職、平成32年度からの制度については、労働者性というよりはむしろその方の持つ資格を生かしながら仕事をしていく職が厳格に定められたということであり、それに合致しないものについては新たな会計年度任用職員のほうに移行しろというのが法の趣旨である。

池田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、18番、多摩市消防団機能別団員（喇叭隊）について、市側の説明を求める。

城所防災安全課長 午前中に女性団員のことでお願いさせていただいたが、次は、機能別団員制度としてラップ隊の編成を検討しているところである。この機能別団員（ラップ隊）であるが、部隊として20名程度の編成を予定しており、今後多摩市消防団条例において定数変更をお願いすることになるので、今回情報提供となる。

検討の理由であるが、ラップ隊はそもそも平成9年に発隊して、現在20年ほどたっている。発隊当時は20名ほどで活動していたが、その団員がみずからの分団において分団長などに昇格してしまい、今団員の確保が困難な状況で、現在10名程度で活動しているような実態である。現行だと皆様よく消防団の式典等に来ていただいているので、どのような活動をしているかというのは説明するまでもないかと思うが、今後この活動の維持や活性化を図るために、新たにラップ隊の隊員確保策を検討することとなった。このラップ隊の隊員確保策については、多摩市消防委員会から建議いただいているところである。

活動内容であるが、機能別団員のラップ隊は、現在活動しているラップ隊に合流する予定である。平素は団員の士気高揚・消防団のPR活動を行い、災害時には各分団の後方支援に回ることを予定している。

主な概要であるが、まず募集人員であるが、将来を見据え20名程度を条例定数にするかこれから検討するが、当面は5名程度募集したいと考えているところである。

次に、年齢制限の撤廃である。基本的な分団員は55歳という年齢制限がかかっているが、機能別団員のラップ隊についてはこの年齢制限を撤廃し、入団しやすい環境を整えたいと考えている。

次、手当等である。訓練手当や公務災害補償は基本的な団員と同じとしているが、報酬については安価に設定したいと考えているところである。

次に、対象者であるが、主なメンターゲットとして我々誰を見ているかということ、先ほど少し申しした退団してしまったラップ隊員がいるので、

そういったところをメインに機能別団員に入団していただきたい。また、それ以外にも、そもそもラッパに興味があるという方も入っていただければと考えているところである。

活動の形態は、先ほど申したが、今いるラッパ隊と一緒に活動させていただきたいと考えているところである。

組織編制であるが、今条例施行規則では団長から団員までの階級があるが、この下に機能別団員とつけてきて、定数については今後の活動を見据えて検討したいと考えているところである。

池田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

城所防災安全課長 口頭での報告で恐縮であるが、第2分団の工事であるが、今とまっている。とまっている理由は、高力ボルトのハイテンションボルトが入らないということでとめさせていただいたが、請負者から入荷したとの連絡があったので、これからまた工事をさせていただく。また6月議会のときに進捗状況を報告させていただく。

池田委員長 では、次、19番、第198国会での税関連法の概要（平成31年度地方税制改正の主な内容）について、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 今開催中の第198国会において、平成31年度の税制改正について、地方税法ほか税関係の法の改正案について、年度内の成立に向けて今審議がされているところである。その中で、主に市民生活や税収、また専決処分が必要になる事項を中心に、税制改正の概要をご説明させていただきたいと思う。

市税に関係する内容としては、車の車体課税の大幅な見直しで、軽自動車税の関連においては、グリーン化特例の見直しやことしの10月1日から導入される環境性能割の権限などがある。また、個人の住民税においては、ふるさと納税制度の見直しに伴う改正、住宅ローン控除の拡充、未婚の一人親を対象とした非課税措置の拡充などがある。固定資産税・都市計画税については、高規格堤防の整備に伴う建替家に係る税額の減額や、熊本地震の被災住宅用の課税標準の特例などがある。詳細については課税課

長からご説明申し上げます。

上村課税課長 今後の条例改正の予定からご説明をさせていただく。お手元の資料の①と書いてあるものであるが、第198国会における税関連法案の概要の資料をごらん願う。一覧になっているものである。

こちらの地方税法等の税関係法の改正案が国会で成立した後、市税条例を改正していただくために上程するものであるが、基本的には6月の定例会を考えている。ただ、その中には、国会がどうしても3月末に決まって、法施行が3月31日になる可能性が高いが、その後4月1日施行というものがあるので、それについては申しわけないが専決処分対応にさせていただきたいと考えている。そちらの資料で、右から2つ目のマスのところで「期間等」と書いてあるが、そこに専決のものについて一応記載している。上から2つ目のところに一部専決ありと、後で申し上げるが、それと、あと上から5つ目、この後に臨時議会を予定しているもの、あと大変申しわけないが、ちょうど中ほどの住宅ローン控除の拡充に伴う措置というところ、そこが白抜きで全然入っていないが、これも専決処分をさせていただく予定である。それと、下の固定資産税関係、この2つは専決処分をさせていただく予定である。そのほかにも、文言の整理、条ずれ、いろいろ影響があり、細々とした専決処分をしなければならないものがあるかと思うが、よろしくお願ひしたいと思う。

それでは、中身のご説明をする。最初、表の左端に趣旨・概要があるが、車体課税の大幅見直しのところからお話する。

まず字が大変小さくて申しわけないが、消費税に伴った改正内容と、それから環境に配慮した内容が織り込まれているので、中身を読ませていただくと、「消費税10%への引き上げに合わせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに、燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車などの普及等を図る」といったものである。これによって減税を図るが、一方、減税による地方税法の減少については、エコカー減税等の見直しや国税からの税源移譲によって財源を確保するといった内容になっている。

ここで自動車税全体についてお話ししないと、非常に複雑で一体どこを

どう改正するのかがわからないと思うので、簡単に説明をさせていただきたいが、車体課税は大きく3つに分類できる。1つは、保有していることにかかる自動車税、それから市に入ってくる軽自動車税。あと購入する際に自動車重量税がかかる。それと自動車取得税がある。この3つになるが、保有に係る自動車は都道府県税、軽自動車税は市町村税、自動車重量税は国税になる。それから自動車取得税は都道府県税と、非常にばらばらである。これらの税金にそれぞれ環境面に配慮した改正内容、それから消費税が今度上がるので、それによって売り上げが減らないように配慮した内容があるので、少し複雑になってきている。今回まずはこの内容の中で、最初に二重丸をつけさせていただいているが、自動車税の税率の引き下げ(恒久減税)とある。これは普通自動車税の関係であるので、こちらは恒久的に所持している保有税を下げるということであるが、軽自動車は変わらない。だから市のほうには影響がない。

一方で、これを下げることによって当然地方財源が都道府県も少なくなるから、それに対する財源の確保が次の税制改正にかかわってくるようになる。その内容としては、グリーン化特例の大幅な見直しがある。グリーン化特例、この後エコカー減税、あと保有にかかってくる環境性能割という言葉が出てくるので、そこもまた複雑でわかりづらいので説明させていただくが、まず環境性能割であるが、これは平成28年度の税制改正でうたわれたものであるが、今都道府県税である自動車取得税にかわって創設されることになっている。都道府県税である自動車取得税は車購入のときにかかるが、これは市税には直接入ってこない、交付の形で入ってきているが、これを今度消費税がアップするときに廃止して、そのかわりその環境性能割が創設されると。環境性能割になると同時に、今まで都道府県税だったものが軽自動車に関しては市町村税になる。市の歳入に入ってくるわけであるが、そうすると、では、今までの軽自動車税はどうなるのかというと、今までの軽自動車税は種別割という名前になる。したがって、軽自動車税は環境性能割と種別割の2つで構成される形になる。それがことしの10月1日から始まるが、ただ、環境性能割はもともと自動車取得税だったので、事務の流れとしては今までどおり東京都が一旦徴収してそ

のまま市に渡す形になる。だから、それは当面の間となっているが、一応そういったものができる。これは車の保有に対してできたわけである。環境性能割であるから、平成27年度と平成32年度の年度基準があり、それに達している車を購入する際には安くなっているところである。ただ、逆に言うと、その燃費基準に達していないものは税金が保有税に対してかかるという形である。それが環境性能割。

その次が、グリーン化特例であるが、これは車の保有にかかる自動車税、軽自動車税を対象にしている。これも排出ガス性能や燃費性能がすぐれた自動車に対して、その性能に応じて率が軽減されるものであるが、こちらに関しても新規登録から一定年数が経過した車に対して重課する、重い税を課すという形になっていく。今回の税制改正で消費税の値上げに配慮する形で、ここが少しややこしいが、やはり2年間この制度そのものは延長するが、平成33年4月1日から新規登録を受けたガソリンの自家用車に関してはグリーン化特例から外れる形になる。そのために市税条例ではこれが平成33年4月1日から実際にガソリン自動車を外されるので、段階的に4月1日から施行されるものが実はあり、段階的にこれを改正していくということで、平成31年4月1日に施行する部分だけを専決させていただくような内容となる。

あと最後のエコカー減税は、自動車重量税と自動車取得税の2つの税金に対して優遇しているものである。今回はエコカー減税の権限割合の見直しということで、平成31年4月1日から9月30日までの間だけ期間適用させて軽減率を逆に引き下げるということで、要するに財源に持っていくための改正がなされるといったものになる。非常にわかりづらくて大変申しわけないが、今回全体的にそういった車体課税の見直しがあった。

あと車体課税の見直しの中で条例改正するところで、二重丸で自家用乗用車の環境性能割の税率を1%臨時的に軽減するというのがあり、これもやはり消費税を導入する関係で、平成31年10月1日から平成32年9月30日までに取得した自家用乗用車、軽自動車に関して1%一律で下げるといった形の税制改正がある。これに伴って条例の改正もするが、これは6月議会でお知らせさせていただく予定で、これが緊急に決まった関係で、当

初の予算より約250万円減の見込みである。長くなったが自動車関係はそういった内容である。

次、個人住民税である。これはふるさと納税に伴って6月1日に今度条例改正するので、これは臨時議会にかけさせていただく。内容としては、ご案内だと思うが、寄附する自治体が指定制になるので、その指定された自治体に寄附した場合のみ適用されるというような網があるので、それを6月1日に施行する関係で臨時議会にかけさせていただく。

次が、住宅ローン控除の拡充に伴う措置で、こちらも消費税が10%になる関係で、今までの住宅ローン控除の期間が10年間だったものを3年間延長して13年までにするものである。11年目以降の3年間に関しては、その消費税の2%上がった分に着目してそういった制度をつくっているとところである。こちらが適用されるのは平成31年10月1日から居住した者となるが、期間を10年から13年に延長するためやはり4月1日から施行する関係があり、専決とさせていただく予定である。

その次が、個人住民税の非課税措置で、こちらは先ほど申し上げたとおり寡婦控除、ひとり親の控除があるが、それに今まで未婚の方が含まれていなかったのを、未婚の方も対象にしていくといった内容になっている。

あと残り2つ、固定資産税、都市計画税の関係であるが、これも条例改正を専決でしなくてはいけないところがあるので掲げさせていただいているが、スーパー堤防を整備するために、そこに家屋があった人が一旦立ち退いてまた戻った場合に5年間軽減するといったものである。あと熊本地震の災害の土地に関するもので、多摩市に実際具体的な影響はないが、条例改正を専決でさせていただくといった内容になっている。

税制改正に関しては以上になる。

あともう一つ、森林環境税の資料を②でつけさせていただいているが、これは内容的にはご案内だと思うが、ここで法施行になったということで一応つけさせていただいた。ご案内のとおり予算でもやったが、表の右側の森林環境譲与税、こちらは平成31年度から施行。平成36年度からは、本来国税であるが市町村税、住民税に対して均等割に毎年1,000円ずつ上乗せしていく形になり、こういった少しずつやり方をどうしてするか

は、裏面にあるが、最初森林環境譲与税を先行して出す関係で、平成31年から平成35年までは譲与税の特別会計の借入金という形で国が先に出すと。この分に関しては、その後平成36年から住民税に上乗せして取る1,000円分を積み上げていって償還後に回すといった図式になっている。

池田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、20番、地方税共通納税システムの導入について、市側の説明を求めめる。

鈴木市民経済部長 それでは、ご説明申し上げます。こちらについて、お手元の資料をごらんいただければと思うが、法人向けの電子納税については、対応している団体が全国的にも非常に少ないことから、国で全地方公共団体が加入しているeL TAXを活用した地方税法共通納税システムをことしの10月から導入して稼働させることになっている。この内容についてご説明を申し上げます。詳細については納税課長からご説明申し上げます。

赤松納税課長 まず電子納税の関係である。電子納税の状況については、昨年、平成30年3月の総務常任委員会において、口頭レベルであるがご説明をさせていただいた。実際にことしの10月から本格的に稼働という部分で、今日お手元に資料を添付させていただいたが、電子納税のスキーム、このような形で運用していくという部分について簡単にご説明をさせていただければと思っている。

まず電子申告の状況であるが、本市・多摩市においても電子申告については平成25年9月から運用がスタートして、実際のところ電子申告の申告だけの部分の状況については、約62%の利用をさせていただいている状況である。しかし、電子納税については手続の煩雑さもあり、私どもの市だけではなく全国の自治体においても、先ほども申したが煩雑さによって実施を見送ってきたという経過がある。

そこで平成29年度の税制改正において、電子申告は一定の周知が進んできたが、納税のほうも利用率を上げようという部分で、今回eL TAX

の部分の改修を1,718全団体に一斉にやろうという部分で進めてきた経過がある。

では、具体的にどのような形になるのかという部分で、お手元の資料に基づきご説明をさせていただければと思う。

まず1ページ目のところである。こちらに地方税共通納税システムの導入というところで、今回資料をつけさせていただいた。一番上の囲みのところだろうが、先ほど申したように電子納税については対応団体が少なく利用率も低いという部分で、これにきちんと申告と納税がセットでできるような形で進めてきた経過がまずある。

その下の概要であるが、イメージとしては、電子申告を行うというところがまず前提となる。電子申告をしていただくことによって、最終的にその電子申告をするに当たって、中段のところには地方税共通納税システムがあるが、そこを通して各団体、A市からE市まで書いてあるが、それぞれ電子申告をまずしていただく。それぞれ各自治体へ電子申告をしていただき、それぞれの自治体で審査、申告の内容をチェックさせていただく。それに基づいて最終的にその申告の状況も含めてチェックしてOKという状況であれば、各自治体からその法人に申告をお願いするという形でまず返す。その返す際に、税金についてもあわせて納めてほしいという形で、間に地方税共通納税システムが入っているが、そのようなスキームでやっていく流れになる。

具体的には、まず納付のイメージであるが、2枚目の資料をごらん願う。こちらにダイレクト納付のイメージがある。先ほど私が口頭で説明したが、納税者は主に企業・法人であるが、そこが先ほど申したシステムを通して各自治体に申告していただくと。それに基づいて最終的にチェックをかけて税金を納めてほしいというところで、この共通納税システムを通して再度法人に納付いただくような流れである。イメージとしては、国税のeTAXなどは申告と同時にダイレクト納付という形でできるようなスキームになっている。それを地方税についても同じようなスキームにしようという部分で、最終的には国税と地方税が連携するという部分でいけば、その辺の電子申告、電子納税のスキームを統一していこうという趣旨で、今回

このような形で進めてきたところがある。ことしの10月から本格的に稼働で、実際のところ準備段階も含めてことしの4月からシステムを改修させていただいて、一応きちんとしたデータのテストを行って、それが大体8月末を目途に予定している。最終的にテストでOKであれば9月から本稼働に向けて準備というところで進めていく流れになる。

あと今回お手元の資料に参考としてつけさせていただいたが、eLTA Xというところで、このような一般社団法人地方税電子化協議会がメインで進めている部分がある。一応各自治体にもパンフレットを含めていろいろご案内をさせていただいているところがあるので、本市についても、電子申告されている法人については今後電子納税の推進普及という形で進めていくような段取りで進めていくので、よろしくお願ひしたいと思っている。

鈴木市民経済部長 少し補足を。私どもが今回対象とする税目の説明が落ちていたかと思うが、法人市民税と個人住民税の給与所得者、いわゆる法人にお勤めの方の給与の関係で特別徴収される、その各市への申告というところの部分が基本的に対象となる。資料等で地方法人二税と書いてあるのは、私どもで徴収している法人市民税と都道府県が取っている事業税の2つが地方法人二税という言い方をしているので、その中になる。

ちなみに事業所税は市が徴収できる税であるが、これは政令で徴収ができる市が決まっており、私ども多摩市は対象ではなく、こちらは徴収していないのでよろしくお願ひする。

池田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、21番の東京都市長会広域連携事業についてと、22番、(仮称)クリエイティブ・キャンパス構想について、一括して市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、ご説明申し上げます。まず東京都市長会広域連携事業についてである。こちらについては、東京都の市長会で各市に広域連携の助成金という制度があり、これを活用して複数の市と広域連携の事業を展開している。これらの事業については、幹事市に一括して予算を計上するという

スキームになっているので、本市は幹事市ではなく、本市の予算には出てこないところがあり、議会の皆様にはわからない部分があるので、改めて今年度の事業の進行状況、そして来年度の取り組みについてご説明を申し上げさせていただきたいと思う。詳細については観光担当課長からご説明申し上げます。

渡邊観光担当課長 それでは、21番、東京都市長会広域連携事業についてご説明をさせていただきます。今、部長から話があったとおり、東京都市長会の多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用して、経済観光課では他市と連携した広域連携事業を展開している。こちらについては、幹事市に予算を組む仕組みとなっているため、多摩市の予算には計上されていないので、今回今年度実施した事業と来年度実施予定の事業について説明をさせていただきます。

事業の期間については、平成30年度・今年度から5年間の平成35年度までである。助成金の申請額については、5年間で2,500万円となっている。幹事市が申請する制度となっている。多摩・島しょ広域連携活動助成金については、2つ以上の多摩・島しょ地域の市町村で組織する協議会、研究会、連絡会等に対して事業費を助成するものとなっている。

こちら3つの連携事業を行っているが、ご説明をさせていただきます。まず1番目である。「ひの・たま」観光連携協議会という協議会をつくっており、コンテンツツーリズムを活用した「ひの・たま」観光連携事業を展開している。こちらは日野市と連携している。平成30年度の実施事業であるが、まずはラスカルデザインの「ひの・たま」ロゴを作成させていただいた。あと既存の両市のイベントを双方でPRし、自治体間の交流を図った。こちらについては、こどもまつりとひの新撰組まつりなど、こちらに記載のもので連携をさせていただいた。特にこどもまつりでは、旧富澤家のところに新撰組大使の方が来ていただいて、そこで演舞をしていただくなど、日野市のPRをさせていただいたり、あとひの新撰組まつりのほうに多摩市のチラシ等をお持ちして、そちらで多摩市のPRをさせていただいたりした。平成31年度については、両者、多摩ロケーションサービスと日野映像支援隊というフィルムコミッションの組織を持っているので、そちらのほうのフィルムコミッションのノウハウを生かした連携事業を展開して

いきたいと考えている。また、両市の既存のイベントにそれぞれコンテンツのPRに出かけるということで、今年度行ったPRお出かけ大作戦ということで来年度も実施していきたいと考えている。

次に、2番目であるが、南多摩3市観光推進協議会である。多摩丘陵の南多摩3市の魅力を楽しもう(Wonderful!! Tama-South)としている。連携する市町村については、稲城市と町田市である。こちらのほうもロゴを作成させていただいて、②のところであるが、今年度については3市のうちの2市間をめぐるウォーキングイベントを実施した。合計で3回実施させていただいている。それと、観光セミナーを実施させていただいて、こちらは12月に実施したが、西川りゅうじん氏を講師にお招きして講演をしていただいた。64名の方に参加いただいた。それと、3市の観光マップを今作成中である。来年度については、観光ムービーを作成する予定である。また、今年度行った観光ウォークについては、引き続き実施していく予定である。また、サイクルツアーということで、オリンピックのロードレースのコースが稲城市、多摩市、町田市の3市を通る形で今決定しているので、そちらのコースを活用したサイクルツアーを実施したいということで予定している。

次に、3番目、京王線沿線観光連絡会議である。京王線沿線4市観光振興創出事業である。連携する市町村については、府中市、日野市、稲城市である。平成30年度・今年度実施した事業については、沿線市民の方向けのワークショップを4回実施した。観光についてそれぞれ市民の方からいろいろとお話をいただいて、観光マップのほうにつなげるような取り組みをしている。2番目であるが、在日外国人向けフィールドワークで、こちら3回実施している。観光回遊コースのマップは、今制作中である。来年度についてである。広域周遊のための環境整備ということで、こちらは京王線と各市のコミュニティバス・シェアサイクル等との連携の可能性を調査ということであるが、なるべく効率的に観光コースを回れるように京王線とミニバスなどのつながりを調査して実地検証していきたいと考えている。また、受け入れ体制の強化ということで、市民と事業者向けに訪日外国人のおもてなしセミナーを実施予定である。事業者向けを1回と市民向

けを2回予定している。また、こちら4市の観光のPR動画を制作する予定である。

引き続き2番、(仮称)クリエイティブ・キャンパス構想についてご説明をさせていただく。

こちら、1番、経緯である。1番目のところであるが、平成28年3月になるが、パルテノン多摩大規模改修事業関連予算の決議の際に、多摩センター地区全体のさらなる活性化につながるような工夫が必要である旨の内容を含んだ附帯決議がされた。その後平成29年3月にパルテノン多摩改修問題特別委員会より、こちらの多摩センターの活性化については、専門家の意見を踏まえた検討が必要であるとの意見をいただいている。その後平成29年7月に、都市計画・まちづくりの専門家へ業務委託して、その成果として多摩センター地区のさらなる活性化に向けた取り組みを踏まえた「クリエイティブ・キャンパス構想」が市に提案された。それ以降、平成29年7月から、まず多摩センター地区活性化推進会議、こちらは副市長を長とした庁内会議であるが、そちらでクリエイティブ・キャンパス構想について検討して、その実現に向けて進めていくことに決定している。その後、クリエイティブ・キャンパスの中心となる多摩中央公園の改修を始め、パルテノン多摩大規模改修や中央図書館の再整備等に合わせてハード面だけではなくソフト面におけるにぎわいを創出していく検討を行っている。

2番目である。(仮称)クリエイティブ・キャンパス構想についてである。まずクリエイティブ・キャンパス構想とはということであるが、クリエイティブ・キャンパスを中心として多摩センター地区にあるさまざまな団体や企業が多摩センター地区活性化の理念や方針を共有し、事業展開から施設の活用まで幅広い視点で連携しながらさらなるにぎわいを創出するための枠組みとなっている。以下、言葉の定義であるが、こちらの定義については、今後事業を進めていく中で変更になる場合があるのでご承知おきを願います。

まずクリエイティブ・キャンパスであるが、こちらは多摩中央公園をプラットフォームとして、そこにある文化的・学術的サービスを備えた各施設

が互いに結び合わさることで、まるで創造的な大学のキャンパスのようになっている場所と定義している。

ページをおめくりいただいて、次のページである。キャンパスマネジメントである。こちらはクリエイティブ・キャンパス構想の実現に向けて各施設の活動を一体的にマネジメントすることである。あとCMAということでキャンパスマネジメントアソシエーション、協議会であるが、こちらについてはまちづくり専門家により提案されたキャンパスマネジメントをする手法の一つである。キャンパスマネジメントを行う協議会のことである。多摩センター地区活性化を目的にクリエイティブ・キャンパス構想の実現に向け、取り組み方針や推進手法、活動内容の検討・協議・決定、取り組みの検証を行っていくとしている。

(2)であるが、(仮称)クリエイティブ・キャンパス構想の実現イメージである。まず最初に①であるが、まず各施設がそれぞれの機能を最大限に発揮できる体制を整備というところが1番目となっている。そちらの体制を整えた以降、多摩センター地区全体の活性化を共通ミッションとして、多摩中央公園と公園内各施設、民間を含む周辺施設が連携していくとしている。市民や市民団体、大学、多摩センター地区の企業や団体が段階的に参画していくような呼びかけをしていきたいと思っている。施設間の日常的な連携と市民・市民団体を含む広範な担い手の参画を求めるために、ベースとなる多摩中央公園の至近の場にCMAの事務局機能を設置するというので今考えている。

3番目、クリエイティブ・キャンパス構想の進め方で、ステップ1から3までである。まずSTEP 1では、庁内組織による運営体制の検討ということで、まず準備会の設置である。こちらの1番目、まだ各施設の指定管理者や運営形態も決定していない段階であるため、庁内組織(多摩センター地区活性化推進会議)を想定しているが、そちらで準備を進めたいと思っている。こちらには多摩中央公園内の施設や、多摩センター地区の企業や団体、大学などの参画を誘導していきたいと考えている。今各団体に庁内組織に入ってもらって準備会を立ち上げる想定をしている。その下の表のところであるが、庁内組織～準備組織の部分であるが、目標とする

「活性化した多摩センターの姿＝クリエイティブ・キャンパスのイメージ」を決定していきたいと思っている。CMAの役割や方針、その他体制、役割分担などをこちらで決定していきたいと思っている。また、こちらを進めていくに当たっては、課題として方針決定や事業展開のノウハウについて専門家のアドバイスをいただくような体制が必要であると考えている。

次に、STEP 2である。CMAということでキャンパスマネジメントアソシエーションの設立となる。多摩中央公園と公園内施設の管理運営事業者決定後にCMAを設立したいと考えている。一方、庁内ではCMAへの参加体制を整えるとともに、多摩センター地区のさらなる活性化に向けた取り組みに沿った事業展開がされているかなどチェックする会議体を整備する予定でいる。下については、今ご説明したCMA組織の部分と庁内組織である。CMA組織については、各施設、パルテノン多摩とか多摩中央公園、中央図書館など各施設のオープンイベントの企画運営などできればということ今スケジュールを進めたいと思っている。

STEP 3である。連携や参画団体の拡大を図るとしている。①であるが、安定したCMAの運営と多摩センター地区内のさまざまな施設や企業、団体等の連携や参画を目指していく。多摩市はチェックする立場から、CMAの一員として参画していくようなことを想定している。多摩中央公園を中心とした取り組みにより多摩センター地区全体に波及効果を生み、地域全体の活性化につなげていきたいと考えている。CMA組織のところであるが、こちら課題としては、事務局の担い手に組織の方向性をまとめていく力が必要なところと、組織が拡大していくことにより連携不足が生じる可能性があるのではないかとすることにさせていただいている。

またページをお進みいただいて、こちらがクリエイティブ・キャンパス構想と多摩中央公園内施設の改修スケジュールである。来年度・2019年度から庁内組織でクリエイティブ・キャンパス構想については検討を進めていきたいと思っている。今スケジュール案であるが、2021年度CMA設立ということで準備を進めていきたいと思っており、その後は運営・連携を拡大していきたいと考えている。

その下がCMAの輪が段階的に広がり・拡充されていくイメージという

ことで、左側が当初の公園内CMAクリエイティブ・キャンパスのイメージであるが、その後さらに商店街やアミューズメント施設、市内企業、市民団体等と連携しながらさらに連携を広げていきたいと考えている。

池田委員長 市側の説明は終わった。では、まず21番の東京都市長会広域連携事業について質疑はあるか。

きりき委員 細かい話であるが、この資料の上に説明があり、その後に事業期間と書いてあり、平成30年度～平成35年度5カ年と書いてあるが、これ平成30年度から平成35年度だと6カ年になるが、数字の正確なところを教えてください。

渡邊観光担当課長 申しわけない、平成30年度から平成34年度までと訂正させていただく。

池田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 本件についてはこれで終わる。

次に、22番、(仮称)クリエイティブ・キャンパス構想について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、23番、多摩ニュータウン内における土地利用の動向についてと、24番、多摩市都市農業振興プランのパブリックコメント実施状況について、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 まず23番の多摩ニュータウン内における土地利用の動向についてご説明申し上げます。ここで多摩ニュータウン内のUR都市機構の所有地のところで譲受事業者が決定したのでご報告申し上げます。こちらについては、所在地は多摩市南野三丁目12番3外7筆となっており、面積は4940.61平米。資料に地図があるが、BT80のところは以前テニスコートを運営している会社があったところである。そのBT60のところは土地処分がされていなかったところであるが、今回その両物件を合わせた中で土地処分がされたところである。施設内容等については資料に書いてあるとおりで、これはUR都市機構が土地処分をするときに出示された土

地処分の条件になっており、何をつくるかに関しては私ども伺っていないものであるから、一応この予定用途の範囲内で何か建つことになる。事業者についてはトヨタホーム株式会社JVで、昨年10月末に決定したところである。また、今後どういう施設が立地するかお話があった際には情報提供させていただきたいと思う。

続いて24番の多摩市都市農業振興プランのパブリックコメント実施状況についてである。こちらについては、1月30日にお時間をいただいご説明の機会をいただいて本当にありがとう。また、資料は本日当日配付で大変失礼した。

その後、ことしの2月5日から20日までの間にパブリックコメントを実施させていただいた。意見を出していただいた方が5人、意見の内容コメントが26件である。詳細については、宮崎経済観光課長からご説明申し上げる。

宮崎経済観光課長 それでは、多摩市都市農業振興プランのパブリックコメント実施状況についてご説明する。

まずプランの策定状況についてであるが、都市農業振興プラン策定に向けて、これまで農業者、農業団体関係者、学識経験者等によって構成する多摩市都市農業振興プラン策定委員会において審議を重ね、庁内の関係各課からの意見を反映し、平成31年2月に素案として取りまとめをした。その後、広く市民から意見を募集するためパブリックコメントを実施している。

パブリックコメント実施の状況であるが、2月5日～2月20日まで。応募人数は5人。コメントが26件あった。

寄せられた意見は別紙のとおりという形になっている。

4番目、意見提出者の居住地は市内の方5名という形になっている。

提出方法は、窓口が2件、郵送が1件、インターネットが2件という形である。

今後の予定であるが、あす庁議で決定する予定である。それ以降、ライン決定をした後に、また4月以降に市議会に報告をさせていただきたいと思う。

パブリックコメントの中身であるが、実際に反映されたのが26件中4件という形になっている。それ以外の22件についてはご説明をしたという形である。取り入れた4件についてご説明する。

まずパブリックコメントの個別回答をおめぐりいただき、4番目の部分については、ご意見を踏まえ、計画に反映した。質問の内容が、都市農業を振興させるためには「農地」の確保が必須。市民菜園や団体・学校での農地としての利用など、遊休農地について、市民が有効活用してもよいのではないかというところで、こちらについては、基本方針3、(3)、①及び基本方針4、(4)、①のところに、多様な農園づくりの推進に「生産緑地内農地の家庭菜園用地としての利用の検討」を追加するというので、こちらは反映させていただいた。

次に、おめぐりいただき2ページ目の6番である。こちらは、「ボランティア活用農家」という表記について、「ボランティア受入農家」とすべきということで、こちらのご意見については、そのとおり反映することにした。

そして、9番目、基本方針3に「市民も巻き込んだ農業振興・農地保全」の項目を追加することを提案する。また、「検討会」の設置を提案するというので、こちらは基本方針4、(2)、②に細目を追加「農家・市民を交えた都市農業振興フォーラム実施の検討」ということでプランに反映した。

次に、4ページ目の18番、こちらは、高齢化や故障などによりみずから耕作することが困難な生産緑地について、市民農園にするなど市民的利用の拡大をすることも有効な手段と思われるが、そのような記述があってもよいのではないか。こちらは、基本方針2、(1)「都市農地の保全」の概要に「特に、『都市農地の貸借の円滑化に関する法律』については、これまで困難だった生産緑地の貸借がしやすくなったことから、所有者自ら耕作することが困難になった農地について、農家への貸借や、市民農園的活用などの活用も見込まれる」の文章を追加した。

プランに反映されたものは以上という形で、それ以外についてはプランに既に載っている部分であるとか、法的に難しい部分であるということで丁寧に説明をさせていただいている。

池田委員長 市側の説明は終わった。23番、多摩ニュータウン内における土地利用の動向について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。
次に、24番、多摩市都市農業振興プランのパブリックコメント実施状況について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。
以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 3時45分 再開

池田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 3時45分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

総務常任委員長 池田 けい子